

大淀町地域防災計画

資料編

平成27年 3 月

大淀町防災会議

目 次

1. 条例関係	1
1-1 大淀町防災会議条例	1
1-2 大淀町防災会議委員名簿	3
1-3 大淀町災害対策本部条例	4
2. 災害履歴・災害危険箇所関係	5
2-1 昭和・平成年代における主な災害	5
2-2 重要水防区域（水防警報指定河川）	17
2-3 奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川（県土木事務所長発表）	17
2-4 水防警報指定河川以外の河川	18
2-5 ため池要整備箇所	21
2-6 土石流危険溪流	22
2-7 砂防指定地	28
2-8 急傾斜地崩壊危険箇所	29
2-9 急傾斜地崩壊危険区域	39
2-10 山地災害危険地区	40
2-11 土砂災害警戒区域	42
2-12 平成8年道路防災総点検要対策箇所	43
2-13 危険物施設等一覧表	43
3. 情報収集伝達・広報関係	44
3-1 奈良地方気象台が発表する注意報、警報、情報の種類及び発表基準	44
3-2 水防警報の通知系統	46
3-3 ダム放流連絡系統	49
3-4 非常通信経路	50
3-5 防災行政無線一覧表	51
3-6 災害報告取扱要領	62
3-7 被害認定統一基準	66
3-8 大規模半壊世帯の設定基準	69
3-9 火災・災害等即報要領	70
3-10 被害状況等報告先	80
3-11 防災関係機関連絡先（ライフライン等連絡先）	81
3-12 災害広報文例	81
4. 応援・協定関係	92
4-1 災害協定一覧表	92
4-2 消防相互応援協定一覧表	92
4-3 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等	93
5. 消防・水防関係	94
5-1 消防力の現況	94
5-2 大淀町消防団の現況	96

5-3	水防倉庫一覧	97
6.	自主防災関係	98
6-1	自主防災組織一覧表	98
7.	医療関係	100
7-1	町内医療機関一覧	100
7-2	患者収容施設一覧表	101
8.	指定避難所関係	102
8-1	「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表	102
8-2	福祉避難所一覧表	103
8-3	指定緊急避難場所・指定避難所位置図	104
9.	交通規制・緊急輸送関係	105
9-1	災害時用臨時ヘリポート一覧表	105
10.	飲料水・食料・物資関係	106
10-1	上水道施設・能力等	106
10-2	応急給水用資機材の現況	106
10-3	備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表	106
10-4	町内の給食施設	107
10-5	食料及び生活必需品の確保に関する協定業者	107
10-6	防疫用備蓄品の現況	107
11.	要配慮者関係	108
11-1	要配慮者施設一覧表	108
12.	建築物関係	113
12-1	応急仮設住宅建設予定地一覧表	113
13.	遺体関係	114
13-1	火葬場施設一覧表	114
14.	廃棄物関係	115
14-1	ごみ・処理施設一覧表	115
14-2	ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者	115
15.	災害救助法関係	116
15-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	116
16.	復旧・復興関係	119
16-1	災害弔慰金及び災害障害見舞金	119
16-2	被災者生活再建支援金	123
16-3	激甚災害の指定基準	124
17.	文化関係	127
17-1	指定文化財一覧表	127
18.	様式	128
18-1	応急被災状況報告書	128
18-2	被害状況等報告様式	129
18-3	公用令書	137

18－4	災害派遣要請要求等に関する様式 -----	140
18－5	緊急通行車両確認に関する様式 -----	141
18－6	避難所開設・運営に関する様式 -----	144
18－7	り災証明に関する様式 -----	148
18－8	火災・災害等即報に関する様式 -----	150
18－9	被災者に関する様式 -----	151

1. 条例関係

1-1 大淀町防災会議条例

昭和37年10月1日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大淀町防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大淀町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 奈良県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町教育委員会の教育長
- (6) 町を管轄する消防署の署長及び町消防団の団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めて任命する者

6 委員の定数は、25人以内とする。

7 第5項第1号から第6号までに該当する委員の任期は、当該各号に掲げる職にある間とする。

8 第5項第7号及び第8号に該当する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び防災に関し識見を有する者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員(専門委員を含む。)の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年12月大淀町条例第19号)第4条の3、別表第1第7項及び別表第2

の規定により支給する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月17日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月25日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 2 大淀町防災会議委員名簿

防災会議委員			
会長	市町村長	町長	
第1号	指定地方行政機関の職員	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長	1名
第2号	県の知事の部内の職員 （土木事務所長、保健所長等）	吉野土木事務所長	1名
		吉野保健所長	1名
第3号	県警察の警察官（警察署長）	吉野警察署長	1名
第4号	市町村の部内の職員 （副町長、部長等）	副町長	1名
		役場部長	4名
		教育次長	1名
		水道部長	1名
		大淀病院事務局長	1名
第5号	教育長	教育長	1名
第6号	消防署長及び消防団長	奈良県広域消防組合大淀消防署長	1名
		消防団長	1名
第7号	指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員	町内郵便局長	1名
		関西電力(株)吉野技術サービスセンター所長	1名
		西日本電信電話（株）奈良支店設備部長	1名
		近畿日本鉄道(株)下市口駅長	1名
		奈良交通(株)吉野支社長	1名
第8号	前各号のほか、町長が特に必要と認める者	区長会長	1名
		ボランティア連絡協議会長	1名
		地域婦人団体連絡協議会長	1名
合計委員数（委員の定数は、25人以内）			23名

昭和37年10月1日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、大淀町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

2. 災害履歴・災害危険箇所関係

2-1 昭和・平成年代における主な災害

平成25年度奈良県地域防災計画資料

1. 台風によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 5. 7. 31	水害	大和川流域	八丈島方面から伊勢湾に進み三重県を北進した台風	死者5、行方不明2、家屋全半壊103、浸水家屋6, 149、堤防決壊205、橋梁流失135
昭和 9. 9. 21 (室戸台風)	風水害	県全域	沖縄方面から四国室戸岬、大阪京都、滋賀から日本海西岸を北進した最大級台風	死者11、家屋全壊643、家屋半壊710、その他土木・農作物・林業関係等の被害甚大
昭和 24. 7. 29 (ヘスター台風)	水害	北東山間部	熊野灘から若狭湾に向け北西進した台風	死者1、浸水家屋471
昭和 25. 9. 3 (ジェーン台風)	風水害	県全域	四国室戸岬東方から淡路島をへて神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた台風	死者1、負傷者15、家屋全半壊1, 727、田畑流失・埋没52ha、道路損壊144、橋梁流失65、堤防決壊1、通信関係施設13
昭和 27. 6. 23 (ダイナ台風)	水害	県全域	四国清水室戸をかすめ紀伊半島南端に上陸し、本州南岸沿いを東北東進した台風	浸水家屋70、田流失・埋没10ha、堤防決壊6、道路損壊18、橋梁流失3、山・崖崩れ7
昭和 28. 9. 25 (台風第13号)	水害	県全域	室戸岬南方沖から潮岬の南端をかすめ熊野灘を北東進した台風	死者8、行方不明4、家屋全半壊670、流失家屋103、浸水家屋10, 801、田畑流失・埋没922ha、道路損壊1, 669、橋梁流失430、山・崖崩れ1, 373
昭和 31. 9. 27 (台風第15号)	水害	北部平坦地域	潮岬の南沖から御前崎付近をへて東京から鹿島灘へ去った台風	死者2、行方不明2、家屋全半壊11、浸水家屋4, 201、田畑流失・埋没18ha、道路損壊59、橋梁流失38、山・崖崩れ54
昭和 33. 8. 25 (台風第17号)	水害	県全域	和歌山県白浜、御坊間に上陸、奈良市付近を北上した台風 県南東部を中心に大雨となった	死者2、行方不明6、浸水家屋566、家屋全半壊49、道路損壊118、橋梁流失29、田畑流失・埋没10ha、山・崖崩れ70
昭和 34. 9. 26 (伊勢湾台風)	水害	県東部・南部	潮岬付近に上陸した奈良県内を北東進した台風 近年最大の災害となる台風	死者88、行方不明25、家屋全半壊2, 393、流失家屋558、浸水家屋10, 225、田畑流失・埋

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			第15号（伊勢湾台風）	没545ha、道路損壊863、橋梁流失381、山・崖崩れ1,967
昭和 36.9.16 (第2室戸台風)	風水害	県全域	室戸付近に上陸し阪神間を北上した台風 台風第18号（第2室戸台風） 平坦部風害甚大	死者6、負傷者142、家屋全半壊1,350、浸水家屋157、田畑流失・埋没456ha、道路損壊192、橋梁流失34、山・崖崩れ141、通信施設864回線
昭和 37.7.27 (台風第7号)	風水害	県全域	潮岬と白浜間に上陸し和歌山県奈良県境を北上した台風	負傷者1、家屋全壊2、浸水家屋50、道路損壊36、橋梁流失2、通信施設267回線
昭和 40.9.17 (台風第24号)	水害	県全域	紀伊半島をかすめ中部地方に上陸した台風	死者2、家屋全半壊49、浸水家屋4,793、道路損壊187、山・崖崩れ193、橋梁流失38
昭和 45.7.5～6 (台風第2号)	風水害	県全域	四国沖を北東進し紀伊半島に上陸後北から北西に進路を転じ、和歌山県から大阪湾に出て北上した台風	死者1、家屋全半壊5、道路損壊7、山・崖崩れ9、通信施設1,810回線
昭和 46.9.26 (台風第29号)	水害	県全域	紀伊半島に上陸後南東岸沿いに北東進した台風	死者3、行方不明8、家屋全半壊5、浸水家屋1,280、道路損壊90、山・崖崩れ116、堤防決壊17、橋梁流失11
昭和 47.9.16 (台風第20号)	風水害	県全域	紀伊半島に上陸後、北北東に進み奈良県東部県境沿いに通過した台風	負傷者2、家屋全半壊22、浸水家屋113、田畑流失・埋没185ha、堤防決壊15、橋梁流失3、山・崖崩れ84、道路損壊121
昭和 51.9.8～14 (台風第17号)	水害	県全域	台風第17号が九州西海上で迷走し、西日本に停滞した前線の影響も加わって大雨が続いた。総雨量は、前鬼1,462mm、日出岳1,145mmなどであった。	家屋一部損壊5、床下浸水96、田畑流失・埋没11ha、山・崖崩れ11、道路損壊42
昭和 56.7.29～8.1 (台風第10号)	水害	県南部	台風第10号が本州南海上を西北西に進み、このため本県南東山岳部に大雨を降らせた。	山・崖崩れ1、道路損壊6、河川損壊1
昭和 57.7.31～8.3	水害	県全域	台風第10号が本県東側をほとんど真北に進み、続いて台	死者10、負傷者12、家屋全壊24、半壊・一部損壊34、床上

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
(台風第10号)			風9号くずれの低気圧が四国沖から南岸沿いに東北東進した。 日出岳で943mm（7月31日19時～8月2日2時）、五條で194mm（8月2日21時～8月3日13時）、奈良160mm（8月1日）	浸水5,573、床下浸水5,084、田畑流失・埋没10ha、道路損壊88、橋梁損壊5、山・崖崩れ528、堤防決壊2、通信施設被害942回線
平成 2.9.19 (台風第19号)	風水害	県全域	台風第19号が和歌山県白浜町の南に上陸し、県南東部で大雨となった。	家屋半壊・損壊5、床上浸水46、床下浸水105、山・崖崩れ6、堤防決壊2
平成 10.9.22 (台風第7号)	風害	県全域	台風第7号が和歌山県御坊市付近に上陸し、琵琶湖の南側を通り富山湾へ進んだ。 台風の最盛期に暴風域を伴って上陸したため、県内も暴風となった。	死者2、負傷者87、家屋全壊52、家屋半壊603、床上浸水1、床下浸水36、道路損壊68、橋梁流失3、山・崖崩れ77、通信施設被害7,315回線
平成 13.8.20～22 (台風第11号)	風水害	県全域	台風第11号が和歌山県串本町付近に上陸し、三重県中部から海上に進んだ。	軽傷2、住家一部損壊6、床下浸水1、堤防破損1、山がけ崩れ2、道路損壊11、道路通行止め36、停電12,730戸
平成 15.8.7～9 (台風第10号)	風水害	県全域	台風第10号が高知県室戸市に上陸し、近畿地方を北東に進み、金沢市へ進んだ。 県南部の日出岳・上北山・山上ヶ岳では降り始めからの総降水量が400mmを超えた。	住家一部破損3、床下浸水1、非住家被害3、がけ崩れ4、道路の損壊9
平成 16.8.4～5 (台風第11号)	風水害	県南部	台風第11号が徳島県阿南市から兵庫県相生市付近に上陸したあと日本海を北上し、県南部を中心に猛烈な雨となった。	床下浸水9、県内3,630戸の停電被害
平成 21.8.10～11 (台風第9号)	水害	県全域	台風第9号が紀伊半島沖を北東に進んだため、大雨となった。	床上浸水5、床下浸水125
平成 21.10.5～8 (台風第18号)	風水害	県全域	台風第18号が紀伊半島の南東岸に沿って進んだため、県内各地で強風を伴った大雨が降った。	床上浸水3、床下浸水26、倉庫浸水1、家屋損壊7、非住家損壊2、道路法面崩落、土砂流出17、崩土11、陥没1、冠

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
				水5
平成 23. 8. 30～9. 5 (台風第12号)	紀伊半島 大水害	県全域	中心気圧965hPa、最大風速35m/sの大型で強い台風となった台風第12号が、山沿いを中心に広い範囲で過去に例のない記録的な大雨をもたらした。	死者14、行方不明者10、重傷者5、全壊49、半壊71
平成 25. 9. 15～16 (台風第18号)	水害	県全域	小笠原近海で発生した台風第18号が大型の勢力を保ったまま北上し、奈良県で大雨となった。	重傷1、一部損壊14、床上浸水19、床下浸水93

2. 低気圧によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 6. 2. 10	雪害	県全域	低気圧が東海道沖を東進し9日夜から10日朝にかけて大雪となった。 八木20cm、奈良17cm、上之郷42cm、吉野山29cm、寺垣内14cm、小森27cm	樹木の折損、倒木、家屋の破壊、農作物の被害、電灯、電話の切断、各々被害甚大
昭和 21. 3. 10	雪害	県全域	低気圧が太平洋沿いに東進し10日2時頃から大雪となった。 八木18cm、奈良15cm、上之郷20cm、上市20cm、寺垣内6cm、小森10cm	立木、電灯線の被害大
昭和 26. 2. 14	雪害	県全域	九州南にあった低気圧が東進したため、大雪となった。 八木20cm、奈良22cm、南之庄51cm、大淀33cm、寺垣内50cm	交通、通信、電力関係に大被害を与えた。山林、竹林大被害
昭和 27. 7. 1～3	水害	県全域	三陸沖の低気圧の中心から本州を東西にのびる寒冷前線があり、この前線上を2日夜、別な低気圧が奈良県付近を東進した。	負傷者1、家屋全半壊2、床下浸水123、堤防決壊8、橋梁流失5、道路損壊20、冠水田畑270ha、山・崖崩れ14
昭和 34. 8. 12～14	水害	県全域	本州南海上に停滞する前線上を東進した低気圧が四国沖で停滞気味となって県下	死者1、家屋半壊5、床上浸水86、床下浸水2,780、堤防決壊37、橋梁流失52、道路損壊

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			全般に雨となり特に南東山岳部が大雨となった。	38、山・崖崩れ65、畑流失・埋没9ha
昭和 36. 10. 26～28	水害	県全域	本州南沖を東西にのびる前線上の九州南西海上に低気圧が発生東進した。28日21時鳥島の南東に台風が現れた。	死者1、家屋全半壊5、浸水家屋645、田流失・埋没31ha、田畑冠水773ha、道路損壊89、橋梁流失24、山・崖崩れ76
昭和 38. 3. 12～13	雪害	中部山間	本州南岸沿いを東進した低気圧のため山間地で30～80cm、平野部で10～20cmの大雪となった。	山林被害15億円、農作物被害1億5,000万円余、その他交通、通信、電力関係に相当の被害
昭和 40. 3. 16～17	雪害	中部山間	低気圧が日本海と太平洋側を東進した。このため、16日朝から雨となり、夜半から雪に変わり雷を伴い一時強く降った。	水分の多い雪のため被害が発生した。山林被害24,394ha、農作物被害約2億3,000万円通信線切断等の被害大
昭和 43. 2. 15～16	雪害	県全域	紀伊半島沖を東進した低気圧のため山間部で20～50cm、平野部で10cmの大雪となった。	山林被害35億円、農作物被害5,000万円、その他送電線、通信線等の被害大
昭和 56. 10. 8～9	水害	県全域	前線を伴った低気圧が発達しながら日本海を北東進したため県下全域に大雨を降らせた。	床下浸水141、田畑冠水100ha、山・崖崩れ8、道路損壊30、河川損壊2、橋梁損壊2
昭和 61. 3. 23	雪害	県全域	低気圧が発達しながら南海上を東進したため大雪となった。	スギ・ヒノキの折損、倒木による被害総額約55億円
平成 2. 1. 31～2. 1	雪害	県北部	1月31日から2月1日午前中にかけて低気圧が西日本の南岸を東進したため大雪となった。	ビニールハウスの倒壊、破損で5億3,000万円、ハウス内の農作物4億5千万円の被害があった。また、着雪により送電線が切断して約1万世帯が停電した。

3. 前線によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 27. 7. 11	水害	県北・中部	7月3日以来本州南方洋上に移動した梅雨前線が北上して10日～11日当県を通過したが、この前線が活発化して大雨となった。	床上浸水8、床下浸水997、堤防決壊5、橋梁流失15、道路損壊6、田畑流出・埋没95ha、田畑冠水1,485ha
昭和 28. 7. 18	水害	県全域	日本海中部から近畿北部をへて九州北部、中国中部に達した梅雨前線が17日当県を通過南下し、18日北上したため大雨となった。	死者31、行方不明13、負傷者30、家屋全半壊176、家屋流失169、浸水家屋1,480、田畑流失・埋没267ha、堤防決壊25、橋梁流失231、道路損壊809、山・崖崩れ530
昭和 32. 6. 26～28	水害	県北部	前線が26日15時頃紀伊半島を北上し27日10時奈良県北部から瀬戸内をへて九州方面に停滞、台風第5号の影響もあって北部が大雨となった。	死者1、行方不明1、負傷者1、浸水家屋1,062、田畑冠水1,054ha、橋梁流失4、道路損壊25、堤防決壊5、山・崖崩れ9
昭和 32. 7. 16～17	水害	県北・中部	関東地方から近畿中部をへて日本海の低気圧に達する前線停滞のため大和川流域、宇陀川流域に大雨が集中した。	家屋全半壊4、浸水家屋1,716、田畑冠水1,859ha、橋梁流失1、道路損壊32、堤防決壊16、山・崖崩れ3
昭和 47. 7. 10～13	水害	県全域	梅雨前線が10日から13日にかけて近畿地方を中心にして南下北上を繰り返したため大雨となった。	死者1、負傷者3、家屋全半壊5、浸水家屋591、田畑冠水474ha、堤防決壊16、道路損壊91、山・崖崩れ70
昭和 53. 6. 22～23	水害	県中・南部	梅雨前線が本州南岸で活発化した。	家屋全壊1、床上浸水10、床下浸水1,058、耕地冠水325ha、道路損壊18、山・崖崩れ13
昭和 60. 6. 25～7. 1	水害	県全域	25日梅雨前線の南下、30日台風第6号の接近により、大雨となった。	家屋全壊2、家屋半壊・一部破損2、床下浸水24、田畑冠水44ha、道路損壊3、山・崖崩れ24
平成 2. 9. 13～18	水害	県全域	13日から18日にかけて西日本に停滞していた前線の活動が活発になり大雨となった。	家屋半壊・破損5、床上浸水46、床下浸水105、山・崖崩れ6、堤防決壊2

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
平成 7.7.1～6	水害	県全域	梅雨前線が西日本から東日本に停滞し、各地で断続的に大雨が降った。 県内では特に3日の昼前後4日午前中、短時間に激しい雨が降った。	家屋半壊2、床上浸水229、床下浸水1,650、道路損壊7、橋梁流失1、山・崖崩れ22
平成 9.7.9～13	水害	県北部	梅雨前線が西日本に停滞し、県全域で雨が降り続いた。特に13日は、前線が活発化したため、県北部を中心に短時間強雨となった。	床上浸水3、床下浸水696、道路損壊2、山・崖崩れ5
平成 13.6.13～15	水害	県北部	この期間、西日本付近に停滞する梅雨前線上を発達した低気圧がゆっくり東進した。特に14日は、紀伊半島付近に停滞する梅雨前線上を低気圧が通過し、この低気圧に向かい南海上から暖かく湿った空気が流入して大気の状態が不安定となり、県北部で雷を伴う短時間強雨となった。	床下浸水6、山・崖崩れ1
平成 13.7.17	水害	県北部	日本海に停滞する梅雨前線に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定となり、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。	床下浸水10、落雷により2,340世帯が停電した。
平成 22.7.13～15 (梅雨前線)	水害	県全域	山陰沖で停滞する梅雨前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雨が断続的に降り続いた。	大淀町では、山の法面や民家の裏山等で崩土4ヶ所、11時ごろには倒木で高压線が断線し、約70軒が停電した。

4. 異常低温によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 36. 1. 3	寒害	県北部	12月から1月はじめにかけ襲来した寒波のため奈良では－4.4℃の最低気温になった。	奈良市内で水道管の破裂が続出し、12月29日から1月3日まで400件の被害があった。
昭和 52. 1～3	寒害	北東山間部	優勢な大陸の高気圧におおわれた。 奈良の最低気温－7.8℃、無降水継続日数14日間、最小湿度19%で異常乾燥も伴った。	野 菜 1億5,081万円 果 樹 1億1,499 〃 茶 5億 164 〃 計 7億6,744 〃
昭和 55. 7～9	低温 寡照 多雨	県全域	太平洋高気圧の本邦に及ぼす影響は例年になく弱く、これに代わってオホーツク海高気圧の勢いが縷々北の方から本州に伸び前線活動が活発になって本邦を挟み南北に振動して日照不足と低温をもたらした。	被害面積14,945ha 水 稲 20億8,505万円 大 豆 3,061 〃 野 菜 8億3,242 〃 果 樹 4億1,330 〃 花 き 1億7,604 〃 計 35億3,741 〃
昭和 55. 12～56. 2	低温寒害	奈良市 都祁村	冬型気圧配置が長く続き、寒気の移流が顕著であった。	茶と茶樹の損傷が甚だしく幼木は乾燥のため枯死した。
昭和 56. 2. 26～27	低温	県全域	低気圧が三陸沖で発達しながら東北東進したあと、冬型気圧配置が強まり、奈良では26日最高気温－0.2℃ 27日最低気温－7.5℃	水道管破裂 奈良市 600ヶ所 天理市 300ヶ所 五條市 60ヶ所

5. 雷によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 36. 7. 9	雷災	県北部	日中はかなり気温が上昇し、北上していた梅雨前線がやや南下したため、午後にひょうを伴う雷雨となった。	天理市で落雷による死者1
昭和 36. 8. 21	雷災	県北部	関東の東海上の低気圧から西に延びる前線が、近畿地方を横切りゆっくり南下し、雷雨となった。	広陵町で落雷による死者1、負傷者2、生駒市で一部浸水 家屋あり、奈良市で約2,500戸停電した。
昭和 38. 7. 28	雷災	奈良盆地	黄海の西にある低気圧から温暖前線が九州北部を経て	15時10分ごろ橿原市橿原球場に落雷、観客1名負傷、失

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			四国に延び、北上した。奈良県では、太平洋高気圧に覆われ気温が上昇し、午後から大気の状態が不安定となり各地で発雷した。	神5名出す。
昭和 51. 7. 26～28	雷災	県北部	この期間中は、太平洋高気圧に覆われたが、上空に寒気が入って大気の状態が不安定となった。特に28日は日本海から寒冷前線が南下して激しい雷雨が発生した。田原本では、28日17時の時間雨量が77mmであった。	家屋全焼（落雷）2、床上浸水109、床下浸水2,265、道路損壊71、山・崖崩れ1、堤防決壊1、農業被害1億9,769万円
平成 3. 7. 27	雷災	県北部	山陰沿岸の停滞前線に向かい、太平洋高気圧の縁辺から暖かく湿った空気が流入した。また、東シナ海を北上する台風第9号の影響もあり大気の状態が不安定となり、激しい雷雨となった。	負傷者1、家屋半壊1、床上浸水4、床下浸水45、河川損壊71、道路損壊63
平成 4. 8. 24	雷災	県北部	日本海の停滞前線に向かって、暖かく湿った空気が流入し大気の状態が不安定となり県北部を中心に激しい雷雨となった。	床上浸水5、床下浸水282、道路損壊1、停電約1,900世帯（斑鳩町、天王寺、奈良市）
平成 11. 9. 21	雷災	県北部	宮古島付近を北東進する台風第18号の影響で、南海上から暖かく湿った空気が流入し、西日本付近に停滞していた秋雨前線が活発化し、激しい雷雨となった。	床上浸水139、床下浸水210、河川損壊1、停電約1,050世帯（奈良市、大和郡山市）
平成 12. 7. 4	雷災	県北部	太平洋高気圧の圏内で、昼過ぎまで晴れて、気温が上昇した。 一方、西日本の上空には強い寒気が入り、大気の状態が不安定となり、夕方から宵のうちにかけ、ひょうを伴う激し	床上浸水188、床下浸水1,212、道路損壊29、河川損壊20、山・崖崩れ3、橋梁損壊1、田冠水6.5ha、畑冠水2ha

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
			い雷雨となった。	

6. 長期間にわたる乾燥によるもの

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 2. 6～8	干ばつ	奈良盆地	雨量平年差6月119mm、7月129mm、8月46mm、各月共に少なく特に6月の量は28年ぶりの少量	水不足のため稲作被害あり 干ばつの影響で病害虫の発生が著しくそのための農作物の被害大
昭和 14. 5～9	干ばつ	県全域	西日本及び朝鮮半島南部に於いて、異常な干ばつが起こった。八木5月から9月の降水量は527. 9mmで創立以来3位の少雨	水不足のため電力の供給制限、稲作収穫量皆無面積1, 425ha
昭和 19. 5～7	干ばつ	奈良盆地	瀬戸内海、近畿、東海道方面の干ばつであった。八木5月降水量73mm、6月68mm、7月69mm 平年より半分以下の少雨であった。	水田亀裂、水稻発育不良、畑作物の枯死 病害虫の被害甚大（1, 375ha） 水稻植付未了1, 584ha
昭和 22. 6～8	干ばつ	県北部	6月降水量八木では60mmで平年に比べ非常に少なく、7月は降水量72mmで平年より極めて少なく、8月も70mmで平年の半分であった。	農作物の被害大で稲作は不良、甘藷も作柄不良
昭和 30. 7～8	干ばつ	県北部	雨らしい雨がなく奈良では無降水量継続日数25日で新記録であった。	水稻2, 230haに被害があった。
昭和 34. 6.	干ばつ	県北部	6月降水量は奈良では39mmで平年の19%、6月としては最も少ない記録であった。17日に梅雨に入ったものの梅雨前線の勢いは弱く雨らしい雨はなかった。	奈良盆地では水不足のため溜池の水を放流、田植え時期遅れる、水道の時間給水等の影響
昭和 40. 8.	干ばつ	県北部	月降水量各地とも極めて少なく奈良では39. 6mmで8月としては最も少ない記録となった。	県中・北部で水不足が深刻となり、金剛、葛城、二上山系の山麓地帯で水田の干害があり約180haの稲が枯死状態となり、果樹、野菜も減収

年月日	災害種別	被害地域	気象状況	被害状況
昭和 48. 7～8	干ばつ	県全域	夏型気圧配置は27日間も続き、その間雷雨による降水はあったが、水不足の解消にならず、高温少雨であった。奈良市では17日間の無降水が記録された。	水不足のため電力の供給制限、農作物の被害大で稲作は不良、甘藷も作柄不良
昭和 53. 7～9	干ばつ	県全域	太平洋高気圧の勢力が強く本州上空に長く居座った。奈良7月の月間日照時間296時間、8月の最高気温37. 4℃は第1位、降水量26. 5mmは最小記録	農作物被害 3, 766. 7ha 16億8, 953万円 奈良市内で16日間の夜間断水
平成 2. 7～9	干ばつ	県北部	太平洋高気圧におおわれて少雨となった。無降水継続日数13日間、8月の日最高気温37. 4℃は第1位	果樹など農作物被害大 農産被害額8億4, 100万円
平成 6. 7～9	干ばつ	県全域	太平洋高気圧におおわれて晴天が続く厳しい暑さと少雨の状態が続いた。奈良7月の日最高気温37. 3℃、月平均気温28. 2℃、8月の日最高気温39. 3℃、月平均気温28. 5℃はいずれも第1位	農産被害額1億6, 800万円

7. 地震によるもの

年月日	地震名	規模 (M)	本県に与えた影響		
			被害地域	地震状況	被害状況
昭和 2. 3. 7	北丹後	7. 3	県北部	八木で強震（震度5）を観測。	春日大社石灯籠約60基転倒。
昭和 11. 2. 21	河内 大和	6. 4	奈良盆地	八木で強震（震度5）を観測。震源の深さ約10km、地震区域は奈良盆地一円、地鳴りが24日まで続いた。余震本震合わせて102回。	死者1、負傷者7、家屋の破損約1, 200戸、その他器物の転倒破損、土塀、石灯籠の倒壊など多し。
昭和 13. 1. 12		6. 8	中・南部	八木で中震（震度4）を観測。震源地は田辺湾沖で浅い。	八木測候所の壁に小亀裂。十津川村などで小被害。
昭和	東南海	7. 9	県全域	橿原で強震（震度5）を観	死者3、負傷者21、家屋の

年月日	地震名	規模 (M)	本県に与えた影響		
			被害地域	地震状況	被害状況
19. 12. 7				測震源地は熊野灘。	全壊89、半壊177。
昭和 21. 12. 21	南海	8. 0	県全域	橿原で強震（震度 5）を観測。震源地は南海道沖、深さ20km。	負傷者13、家屋の全壊37、半壊46、その他石灯籠の倒壊相当数あり。
昭和 23. 6. 15		6. 7	県南部	橿原で中震（震度 4）を観測。震源地は和歌山県日高川上流。プレート境界地震と考えられる。	南西部で地滑り、崖崩れ等小被害、春日大社石灯籠3基転倒。
昭和 25. 4. 26		6. 5	県南部	橿原で弱震（震度 3）を観測。震源地は十津川村南西部、プレート境界地震で深さ40km。	被害は三重県熊野市の方が大きい。十津川村で小被害、春日大社石灯籠10基転倒。
昭和 27. 7. 18	吉野	6. 7	県全域	橿原で中震（震度 4）を観測。水平動が激しく、継続時間も長かった。震源地は桜井市付近、プレート境界地震で深さ60km。	死者3、負傷者6、家屋の半壊1、道路損壊8、春日大社石灯籠倒壊650。
昭和 37. 1. 4		6. 4	県南部	奈良で弱震（震度 3）を観測。震源地は田辺湾沖、プレート境界地震で深さ40km。	南部で崖崩れ1ヶ所、落石による電話線の被害があった。
平成 7. 1. 17	兵庫県南部	7. 3	県北部	奈良で中震（震度 4）を観測。震源地は淡路島付近、深さ16km。	全体で死者6,433、行方不明者3、全半壊約25万棟であったが、県内の被害は負傷者12人、建物の一部損壊15件など比較的軽微であった。
平成 12. 10. 31		5. 7	県南部	奈良で震度 4 を観測。震源地は三重県中部、プレート境界地震で深さ43km。	南部で一部落石、崩土があった。

2－2 重要水防区域（水防警報指定河川）

知事管理区間（水防警報河川）

平成26年度奈良県水防計画

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防区域		種別	特に重要な水防区域		種別	記事
				位置	延長（m）		位置	延長（m）		
21 紀の川	右	吉野	吉野町・大淀町	自：吉野町河原屋～至：大淀町越部（椿橋）	5,700	背後地	大淀町越部（椿橋）	100	工作物	
	右	吉野	大淀町				大淀町佐名伝（梁瀬橋）	100	工作物	
	右	吉野	大淀町	自：大淀町越部（椿橋）～至：大淀町佐名伝（梁瀬橋）	3,200	背後地	自：大淀町佐名伝（梁瀬橋）～至：大淀町・五條市界	1,200	工作物	

17

2－3 奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川（県土木事務所長発表）

平成26年度奈良県水防計画

河川名		区域	対象量水標	水位	関係土木事務所	関係市町村
吉野川 （紀の川）	左岸	吉野郡吉野町南国栖	上市	水防団待機水位3.50 （通報水位）	吉野	吉野町
	右岸	〃 吉野町と川上村の境界から国土交通大臣が水防警報を行う指定河川との境界まで		はん濫注意水位5.40 （警戒水位） 避難判断水位5.50 （特別警戒水位）		
					五條	大淀町 下市町 五條市

2－4 水防警報指定河川以外の河川

1 級河川台帳

名称	区間		延長			指定年月日
	上流端	下流端	指定区間	指定外区間 (直轄区間)	計	
比曽川	吉野郡大淀町大字比曽字カウダ433番地先の県道西谷橋	紀の川への合流点	1,300m		1,300m	昭和42年6月1日
増川	左岸 吉野郡大淀町大字中増字寺ノ垣内726番の1地先	紀の川への合流点	2,000m		2,000m	昭和52年4月18日
	右岸 吉野郡大淀町大字中増字増原486番の1地先					
越部川	左岸 吉野郡大淀町大字越部字西ヶ谷769番地先	紀の川への合流点	3,000m		3,000m	昭和42年6月1日
	右岸 吉野郡大淀町大字越部字西ヶ谷740番地先					
馬佐川	左岸 吉野郡大淀町大字馬佐字東の奥167番地先	紀の川への合流点	2,700m		2,700m	昭和42年6月1日
	右岸 吉野郡大淀町大字馬佐字堂の本181番地先					
八鳥川	左岸 吉野郡大淀町大字桧垣本字笠クノギ657番地先	紀の川への合流点	2,400m		2,400m	昭和43年4月20日
	右岸 吉野郡大淀町大字桧垣本字高倉755番地先					
今木川	左岸 吉野郡大淀町大字今木字大井出780番地先	曾我川への合流点	2,100m		2,100m	昭和41年4月1日
	右岸 吉野郡大淀町大字今木字大井出466番地先					
薬水川	左岸 吉野郡大淀町大字薬水字間ノ谷158番地先	曾我川への合流点	2,800m		2,800m	昭和42年6月1日
	右岸 吉野郡大淀町大字薬水字小谷三十坪601番地先					
下湊川	吉野郡大淀町大字下湊字西山田574番地先の町道橋	紀の川への合流点	1,050m		1,050m	昭和52年4月18日

大淀町砂防及び普通河川台帳

河川名	種別	起点	終点	流域地区	延長 (m)	備考	図面 対象 番号
増川	砂防	西増字アシメ298番地	吉野川合流点	西増・中増・増口	3,300m		1
	普通						
寺尾谷川	砂防	西増字寺尾223-2番地	増川合流点	西増	1,000m		2
	普通	西増字留山405番地	砂防起点	西増	6.50m		3
比曽川	砂防	比曽字一の谷627番地	吉野川合流点	比曽・出口	3,400m		4
	普通	比曽字西1757番地	砂防起点	比曽	300m		5
馬佐川	砂防	馬佐字東の奥167番地	吉野川合流点	馬佐・新野	2,700m		6
	普通	馬佐字カヤマ54番地	砂防起点	馬佐・新野	400m		7
越部川	砂防	越部字西ヶ谷740、769番地	吉野川合流点	田口・奥越部・中越部・口越部	3,000m		8
	普通	田口1651番地	砂防起点	田口・奥越部	1,200m		9
八鳥川	砂防	桧垣本字笠クノギ2777.660番地	吉野川合流点	桧垣本	2,570m		10
	普通	芦原字ナソリ152番地	砂防起点	芦原・桧垣本	2,200m		11
岩壺川	砂防	岩壺字ゴウラク497番地	今木川合流点	岩壺・今木	2,660m		12
	普通	岩壺字宮の下609番地	砂防起点	岩壺・今木	800m		13
今木川	砂防	今木字大釜983番地	御所市界	今木	全長3,800m		14
	普通	岩壺字チヨダ722番地	砂防起点	岩壺・今木	1,000m		15
薬水川	砂防	薬水字小谷601番地	御所市界	薬水	2,800m		16
	普通						
陽原川	砂防	中増1498番地	吉野町界	中増	2,100m		17
	普通						
タイナ川	砂防						
	普通	西増字上タイナ621番地	吉野川合流点	西増・出口	1,900m		18
蔵谷川	砂防						
	普通	馬佐字大谷313番地	馬佐川合流点	馬佐	600m		19
西ヶ谷川	砂防						
	普通	越部字西谷750番地	越部川合流点	越部	1,000m		20

河川名	種別	起点	終点	流域地区	延長 (m)	備考	図面 対象 番号
中越部川	砂防						
	普通	越部字広芝193番地	越部川合流点	越部	500m		21
畑屋川	砂防						
	普通	畑屋字長山152番地	八鳥川合流点	畑屋・桧垣本	1,900m		22
持尾川	砂防						
	普通	持尾字峯の奥265番地	八鳥川合流点	持尾	2,000m		23
矢走川	砂防						
	普通	矢走字奥谷360番地	八鳥川合流点	矢走・桧垣本	1,100m		24
鉾立川	砂防						
	普通	鉾立字峯の奥265番地	岩壺川合流点	鉾立・岩壺	800m		25
大岩川	砂防						
	普通	大岩字久保592番地	岩壺川合流点	大岩・今木	900m		26
宮生川	砂防						
	普通	下渚字宮の前788番地	吉野川合流点	下渚	1,000m		27
下渚川	砂防						
	普通	下渚字片の屋673番地	吉野川合流点	下渚	1,000m		28
日野熊川	砂防						
	普通	佐名伝字小池谷152番地	吉野川合流点	佐名伝	500m		29
寺川	砂防						
	普通	佐名伝字新池谷1057番地	吉野川合流点	佐名伝	1,800m		30
芋谷川	砂防						
	普通	佐名伝字櫻田869番地	吉野川合流点	佐名伝	600m		31
不堂寺川	砂防						
	普通	比曾字西谷825番地	比曾川合流点	比曾	600m		32
中増川	砂防						
	普通	中増570番地	増川合流点	中増	1,500m		33

2－5 ため池要整備箇所

平成23年度奈良県地域防災計画資料

番号	ため池名	所在地	受益 面積 (ha)	ため池の規模等					予想される被害				備考
				堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)	経過年数 (年)	予想危険箇所	人家 (戸)	公共建物 (棟)	道路・鉄道 (km)	田畑 (ha)	
311	中増大池	中増	5	16.5	60	3,600	73	堤	25		町道	3	H9～10年度 県営ため池に より改修
312	九の本新池	桧垣本	1	6.0	35	1,630	70	〃	20		〃	1	
313	佐名伝新池	佐名伝	18	4.0	80	6,500	100	〃			〃	7	H8～9年度 県営ため池に より改修
314	地ノ池	馬佐	5.5	6.2	28	1,870	100	〃			県道	1.5	H4年度完了
315	下渕空池	桧垣本	0.8	7.0	40	1,667	100	〃	6		町道	1	H9年度 団体営ため池 により改修

土石流危険渓流（Ⅰ）

番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
988	紀ノ川	増川	陽原沢A	中増	39	12		0.70
989	紀ノ川	増川		増原	56	17		0.00
990	紀ノ川	増川	増川源流	中増	26	8		0.40
991	紀ノ川	増川	中増C沢	中増	29	9		0.00
992	紀ノ川	増川	中増B沢	中増	89	27		0.70
993	紀ノ川	増川	増川支流A	中増	33	10		0.90
994	紀ノ川	増川		中増	23	7		0.00
995	紀ノ川	寺尾谷川	寺尾川	西増	181	55	大淀町立西増老人憩の家(1)	2.20
996	紀ノ川	寺尾谷川	寺尾川支流	西増	178	54		2.80
997	紀ノ川	比曽川	比曽B谷	上比曽	16	5		2.80
998	紀ノ川	紀ノ川		北六田	23	7		0.00
999	紀ノ川	紀ノ川		新野	19	6		0.00
1000	紀ノ川	紀ノ川		新野	26	8		0.00
1001	紀ノ川	越部川	奥越部沢	奥越部	16	5		0.80
1002	紀ノ川	八鳥川	芦原沢	芦原	39	12	大淀町公民館芦原分館(1)	0.60
1003	紀ノ川	八鳥川	金吾中沢	金吾町	66	20		0.80
1004	紀ノ川	八鳥川	上桧垣本沢	上檜垣本	82	25		0.80
1005	大和川	今木川	今木大沢	今木	59	18		0.40
1006	大和川	今木川	今木沢A	今木	19	6		0.50
1007	大和川	今木川	今木B	今木	33	10		0.40
1008	大和川	今木川	今木C	今木	39	12		0.40
1009	大和川	今木川	西大岩C沢	今木	39	12		0.30
1010	大和川	今木川	西大岩B沢	今木	79	24	今木公民館(1)	1.00
1011	大和川	今木川	千股川支流B	今木	16	5		1.50
1012	大和川	今木川	西大岩A沢	今木	52	16		1.00
1013	大和川	今木川	今木谷	今木	23	7	今木簡易郵便局(1)	1.20
1014	大和川	今木川	今木川	薬水	23	7		0.40
1015	大淀川	薬水川	薬水谷	薬水	23	7		1.80

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
1016	紀ノ川			薬水	26	8		0.00
1017	紀ノ川			佐名伝	42	13		0.00
1018	紀ノ川	紀ノ川	佐名伝E谷	佐名伝	39	12		2.10

土石流危険溪流（Ⅱ）

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
750	紀ノ川	馬佐川	馬佐B谷	馬佐	3	1		0.70
751	紀ノ川	馬佐川	馬佐A谷	馬佐	13	4		0.50
752	紀ノ川	馬佐川		馬佐	6	2		0.00
753	紀ノ川	八鳥川	畑屋B沢	畑屋	6	2		0.50
754	紀ノ川	八鳥川	八鳥川源流	畑屋	3	1		0.00
755	紀ノ川	八鳥川	畑屋大谷	畑屋	3	1		0.10
756	紀ノ川	八鳥川	畑屋中谷	畑屋	6	2		0.90
757	大和川	岩壺川		岩壺	6	2		0.00
758	大和川	岩壺川		岩壺	3	1		0.00
759	大和川	岩壺川		岩壺	6	2		0.00
760	大和川	岩壺川	岩壺B谷	岩壺	9	3		1.20
761	紀ノ川	八鳥川	上桧垣本谷A	上桧垣本	3	1		0.90
762	大和川	今木川		今木	3	1		0.00
763	紀ノ川	紀ノ川	佐名伝A谷	佐名伝	9	3		1.40

土石流危険溪流（Ⅲ）

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
791	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
792	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
793	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
794	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
795	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
796	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
797	紀ノ川	中増川		中増		0		0.00
798	紀ノ川	増川		増口		0		0.00
799	紀ノ川	増川		増口		0		0.00

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
800	紀ノ川	増川		増口		0		0.00
801	紀ノ川	増川		西増		0		0.00
802	紀ノ川	増川		西増		0		0.00
803	紀ノ川	増川		西増		0		0.00
804	紀ノ川	増川		西増		0		0.00
805	紀ノ川	比曽川		出口		0		0.00
806	紀ノ川	比曽川		出口		0		0.00
807	紀ノ川	比曽川		出口		0		0.00
808	紀ノ川	比曽川		比曽		0		0.00
809	紀ノ川	比曽川		比曽		0		0.00
810	紀ノ川	比曽川		比曽		0		0.00
811	紀ノ川	比曽川		出口		0		0.00
812	紀ノ川	比曽川		出口		0		0.00
813	紀ノ川	比曽川		出口		0		0.00
814	紀ノ川	紀ノ川		出口		0		0.00
815	紀ノ川	紀ノ川		出口		0		0.00
816	紀ノ川	紀ノ川		北六田		0		0.00
817	紀ノ川	紀ノ川		北六田		0		0.00
818	紀ノ川	紀ノ川		北六田		0		0.00
819	紀ノ川	紀ノ川		新野		0		0.00
820	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
821	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
822	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
823	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
824	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
825	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
826	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
827	紀ノ川	佐川		馬佐		0		0.00
828	紀ノ川	佐川		新野		0		0.00
829	紀ノ川	越部川		土田		0		0.00
830	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
831	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
832	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
833	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
834	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
835	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
836	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
837	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
838	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
839	紀ノ川	越部川		越部		0		0.00
840	紀ノ川	八鳥川		金吾町		0		0.00
841	紀ノ川	八鳥川		金吾町		0		0.00
842	紀ノ川	畑屋川		畑屋		0		0.00
843	紀ノ川	畑屋川		畑屋		0		0.00
844	紀ノ川	畑屋川		畑屋		0		0.00
845	紀ノ川	畑屋川		畑屋		0		0.00
846	紀ノ川	畑屋川		畑屋		0		0.00
847	紀ノ川	八鳥川		芦原		0		0.00
848	紀ノ川	八鳥川		芦原		0		0.00
849	紀ノ川	八鳥川		芦原		0		0.00
850	紀ノ川	八鳥川		芦原		0		0.00
851	紀ノ川	八鳥川		持尾		0		0.00
852	紀ノ川	八鳥川		持尾		0		0.00
853	紀ノ川	八鳥川		持尾		0		0.00
854	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
855	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
856	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
857	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
858	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
859	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
860	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
861	紀ノ川	八鳥川		矢走		0		0.00
862	紀ノ川	八鳥川		金吾町		0		0.00
863	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00
864	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00
865	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00
866	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00
867	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00
868	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00
869	紀ノ川	紀ノ川		桧垣本		0		0.00

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
870	紀ノ川	紀ノ川		下湧		0		0.00
871	紀ノ川	紀ノ川		下湧		0		0.00
872	紀ノ川	紀ノ川		下湧		0		0.00
873	紀ノ川	紀ノ川		下湧		0		0.00
874	紀ノ川	紀ノ川		下湧		0		0.00
875	紀ノ川	紀ノ川		佐名伝		0		0.00
876	紀ノ川	紀ノ川		佐名伝		0		0.00
877	紀ノ川	紀ノ川		佐名伝		0		0.00
878	紀ノ川	紀ノ川		佐名伝		0		0.00
879	紀ノ川	紀ノ川		佐名伝		0		0.00
880	紀ノ川	紀ノ川		佐名伝		0		0.00
881	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
882	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
883	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
884	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
885	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
886	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
887	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
888	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
889	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
890	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
891	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
892	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
893	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
894	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
895	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
896	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
897	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
898	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
899	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
900	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
901	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
902	大和川	薬水川		薬水		0		0.00
903	大和川	今木川		今木		0		0.00
904	大和川	今木川		今木		0		0.00

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
905	大和川	今木川		今木		0		0.00
906	大和川	今木川		今木		0		0.00
907	大和川	今木川		今木		0		0.00
908	大和川	今木川		今木		0		0.00
909	大和川	今木川		今木		0		0.00
910	大和川	今木川		今木		0		0.00
911	大和川	今木川		今木		0		0.00
912	大和川	今木川		今木		0		0.00
913	大和川	今木川		今木		0		0.00
914	大和川	今木川		今木		0		0.00
915	大和川	今木川		今木		0		0.00
916	大和川	今木川		今木		0		0.00
917	大和川	今木川		今木		0		0.00
918	大和川	今木川		今木		0		0.00
919	大和川	今木川		今木		0		0.00
920	大和川	今木川		今木		0		0.00
921	大和川	今木川		今木		0		0.00
922	大和川	今木川		今木		0		0.00
923	大和川	今木川		今木		0		0.00
924	大和川	今木川		今木		0		0.00
925	大和川	今木川		今木		0		0.00
926	大和川	今木川		岩壺		0		0.00
927	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
928	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
929	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
930	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
931	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
932	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
933	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
934	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
935	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
936	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
937	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
938	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
939	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象			
				字	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
940	大和川	岩壺川		岩壺		0		0.00
941	大和川	今木川		今木		0		0.00

2－7 砂防指定地

整理番号	溪流名	指定年月日	告示番号	水系
紀030	八鳥川	昭和23年07月26日	6	紀ノ川
紀032	越部川	昭和27年10月09日	1279	紀ノ川
紀033	馬佐川	昭和29年06月08日	1081	紀ノ川
紀035	比曽川	昭和29年06月08日	1081	紀ノ川
大047	今木川	昭和30年10月07日	1234	大和川
大049	薬水川	昭和30年10月07日	1234	大和川
紀036	増川	昭和30年10月07日	1234	紀ノ川
紀037	寺尾谷川	昭和30年10月07日	1234	紀ノ川
大046	岩壺川	昭和34年08月06日	1442	大和川
紀073	千股川	平成11年07月02日	1449	紀ノ川
紀074	比曽川	平成11年07月02日	1449	紀ノ川

2－8 急傾斜地崩壊危険箇所

平成23年度奈良県地域防災計画資料

急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
656	陽原 イ	中増	陽原	300	40	30			町道	1	
657	陽原 ロ	中増	陽原	250	45	30			町道	1	
660	増原	中増	増原	150	30	30	幼稚園 老人ホーム	1 1	町道	1	
661	中増 イ	中増	増原	250	45	20			町道	1	
662	西増 イ	西増	西増	300	40	50			町道	1	
663	西増 ロ	西増	西増	250	45	60			町道	1	
666	増口 イ	増口	増口	550	40	40			私鉄 国道・町道	1 1	
667	増口 ロ	増口	増口	200	40	60			私鉄 国道	1 1	
668	出口	出口	出口	500	50	60	保育	1	私鉄 国道	1 1	
669	下比曽	比曽	下比曽	650	35	40	老人憩家	1	県道	1	
672	上比曽 イ	比曽	上比曽	300	45	40	老人憩家	1	町道	1	
673	上比曽 ロ	比曽	上比曽	150	40	15			県道	1	
674	上比曽 ハ	比曽	上比曽	270	30	30			町道	1	
675	馬佐 イ	馬佐	馬佐	150	35	30			町道	1	
677	新野 イ	新野	新野	170	48	40			国道	1	
678	越部 イ	越部	越部谷	200	40	40			国道	1	
679	越部 ロ	越部	奥越部	300	40	50			県道	1	
680	越部 ハ	越部	中越部	700	30	20			町道	1	
681	越部 ニ	越部	越部団地	150	45	6			町道	1	
682	田口 ロ	田口	田口	100	40	50			県道	1	
683	土田 イ	土田	土田	150	45	20			町道	1	
685	桧垣本 イ	檜垣本	上檜垣本	250	50	30			町道	1	
686	上檜垣本	檜垣本	上檜垣本	160	60	5			国道	1	

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
				(m)	(度)	(m)					砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
688	檜垣本　　口	檜垣本	吉野平	300	40	20			県道 町道	1 1	
691	下湊西町　イ	下湊	西町	250	40	20	学校	1	町道	1	
692	下湊	下湊	西町	250	60	20					
693	下湊西町　　口	下湊	西町	350	40	50	公民館	1			
694	下湊西町　　ハ	下湊	西町	200	45	45			町道	1	
695	下湊西町　　ニ	下湊	西町	300	50	50			私鉄 国道	1 1	
696	畑屋　　イ	畑屋	畑屋東	300	45	70			町道	1	
697	畑屋　　口	畑屋	畑屋西	450	70	50	公民館	1	町道	1	
698	芦原　　イ	芦原	芦原東	250	50	40			国道	1	
699	芦原　　口	芦原	芦原西	250	50	40	公民館	1	町道	1	
700	持尾　　イ	持尾	持尾	300	60	60	公民館	1	町道	1	
701	矢走　　イ	矢走	矢走	300	40	40	老人憩家	1	町道	1	
702	矢走　　口	矢走	矢走	150	40	20			県道	1	
703	矢走　　ハ	矢走	矢走	150	40	20			県道	1	
704	岩壺　　イ	岩壺	岩壺北	350	40	35			県道	1	
707	佐名伝　　イ	佐名伝	佐名伝	150	65	45			私鉄	1	
708	佐名伝　　口	佐名伝	佐名伝	700	65	50			町道	1	
709	佐名伝　　ハ	佐名伝	グリーン ポリス	200	30	40	集会所	1	町道	1	
710	鉾立	鉾立	鉾立	200	45	35			町道	1	
711	大岩　　イ	大岩	大岩東	250	55	35			町道	1	
712	大岩　　口	大岩	西大岩	250	55	35			町道	1	
713	今木　　イ	今木	今木上	150	40	40			国道 町道	1 1	
714	今木　　口	今木	今木中	350	60	80			国道 町道	1 1	
715	今木　　ハ	今木	今木下	1115	50	70			国道	1	
717	薬水　　イ	薬水	薬水中	950	50	50			町道	1	

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
				(m)	(度)	(m)					砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
718	薬水 口	薬水	薬水下	150	50	45			町道	1	
1445	矢走 ニ	矢走		175	61	24	老人憩家	1	県道	1	
1446	矢走 ホ	矢走		95	50	22	老人憩家	1			
1447	矢走 ヘ	矢走		190	42	24	研究所	1	町道	1	
1448	矢走 ト	矢走		210	57	30			県道	1	
1449	中増 口	中増		125	46	20			町道	1	
1450	薬水 ハ	薬水		195	51	20	郵便 寺	1 1	町道 川	1 1	
1451	薬水 ニ	薬水		330	31	20			町道	1	
1452	今木 ニ	今木		240	39	22	寺 神社	1 1	町道	1	
1453	下渚西町 ホ	下渚西町		165	35	20			川 橋	1 1	
1454	矢走 チ	矢走		140	46	20					
1455	畑屋 ハ	畑屋		120	42	22					
1456	土田 口	土田		325	46	30					
1457	土田 ハ	土田		125	51	20					
1458	桧垣本 イ	桧垣本		155	42	22			町道	1	
1459	馬佐 口	馬佐		280	37	24					
1460	北六田 イ	北六田		280	31	20			町道	1	
1461	北六田 口	北六田		340	37	26			私鉄 国道	1 1	
1462	北六田 ハ	北六田		280	51	40			私鉄 国道	1 1	
1463	比曽 イ	比曽		150	46	30			川	1	
1464	中増 ハ	中増		165	34	24	小学	1			
1465	中増 ニ	中増		250	33	20					
1466	中増 ホ	中増		200	34	22					
1467	佐名伝 ニ	佐名伝		315	35	20			国道 町道	1 1	

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所 の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
				(m)	(度)	(m)					砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
1468	下渕西町六丁目 イ	下渕西町 六丁目		210	31	20			町道	1	
1469	新野 口	新野		375	46	30	公民館	1	国道	1	
1470	新野 ハ	新野		295	34	30	駐在所 郵便	1 1	私鉄・川 国道・町道	1 1 1 1	

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象					
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定	
							種類	数	種類	数		
1772	今木　ホ	今木		265	56	22						砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
1773	大岩　ハ	大岩		47	50	16						
1774	大岩　ヘ	大岩		100	46	30	クラブ ハウス	1				
1775	大岩　ト	大岩		120	33	16			県道	1		
1776	大岩　ニ	大岩		180	46	30						
1777	大岩　チ	大岩		85	49	32						
1778	大岩　ホ	大岩		85	31	12						
1779	岩壺　口	岩壺		62	38	20						
1780	岩壺　ハ	岩壺		165	46	20						
1781	今木　ヘ	今木		45	52	16						
1782	岩壺　ニ	岩壺		330	39	22						
1783	岩壺　ホ	岩壺		120	30	22			県道	1		
1784	持尾　口	持尾		117	57	20						
1785	持尾　ハ	持尾		157	37	16						

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
1786	矢走　　リ	矢走		117	46	40			町道	1	砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
1787	芦原　　へ	芦原		115	46	24					
1788	芦原　　ハ	芦原		135	40	30			町道	1	
1789	芦原　　ニ	芦原		595	46	30			国道 川	1 1	
1790	芦原　　ホ	芦原		122	30	26			国道	1	
1791	畑屋　　ニ	畑屋		102	31	12					
1792	芦原　　ト	芦原		180	57	30			国道	1	
1793	比曽　　ロ	比曽		355	53	30	工業団地	1	国道	1	
1794	田口　　ロ	田口		75	46	30					
1795	田口　　ハ	田口		260	49	30	工業団地	1			
1796	比曽　　ハ	比曽		350	31	20					
1797	西増　　ハ	西増		305	34	24			町道	1	
1798	西増　　ニ	西増		375	31	16	寺	4			
1799	中増　　へ	中増		325	46	10					
1800	中増　　ト	中増		40	46	20					
1801	中増　　チ	中増		65	31	20					
1802	中増　　リ	中増		85	52	16			町道	1	
1803	薬水　　へ	薬水		210	31	16	コミュニティーセン ター	1			
1804	佐名伝　ヌ	佐名伝		285	31	20					
1805	佐名伝　ホ	佐名伝		540	31	12			私鉄 川	1 1	
1806	今木　　ト	今木		100	34	18	神社	1	国道	1	
1807	今木　　チ	今木		275	31	20					
1808	今木　　リ	今木		65	53	30					
1809	今木　　ヌ	今木		130	65	20			国道	1	
1810	岩壺　　へ	岩壺		45	31	16			県道	1	
1811	今木　　ル	今木		255	55	24					
1812	今木　　ヲ	今木		385	42	20			川	1	

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
				(m)	(度)	(m)					砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
1813	今木 ワ	今木		110	61	8			川	1	
1814	今木 カ	今木		165	61	24					
1815	矢走 ヌ	矢走		360	50	26			県道	1	
1816	矢走 ル	矢走		390	50	26			県道	1	
1817	矢走 ヲ	矢走		90	42	22			県道	1	
1818	桧垣本 ロ	桧垣本		40	31	20			県道	1	
1819	桧垣本 ホ	桧垣本		130	38	70			県道	1	
1820	畑屋 ホ	畑屋		160	32	22			県道	1	
1821	桧垣本 ハ	桧垣本		145	38	18					
1822	土田 ニ	土田		245	32	14					
1823	桧垣本 ニ	桧垣本		345	42	22					
1824	土田 ホ	土田		100	37	8			県道	1	
1825	越部 ホ	越部		450	31	20			県道	1	
1826	馬佐 ハ	馬佐		105	65	20					
1827	馬佐 ニ	馬佐		470	49	28	神社	1	県道	1	
1828	馬佐 ホ	馬佐		205	42	20					
1829	馬佐 ヘ	馬佐		190	33	26					
1830	北野 イ	北野		300	31	16					
1831	北野 ロ	北野		90	31	16					
1832	比曽 ニ	比曽		225	33	16					
1833	北増	北増		160	46	24					
1834	北野 ハ	北野		50	32	14					
1835	比曽 ホ	比曽		385	46	24			川	1	
1836	比曽 ヘ	比曽		155	35	20					
1837	西増 ヘ	西増		135	41	16			県道	1	
1838	西増 ホ	西増		270	31	20			県道 川	1 1	
1839	中増 ヌ	中増		105	31	12			県道	1	
1840	中増 ル	中増		90	34	18					
1841	比曽 ト	比曽		65	33	10			県道	1	

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
				(m)	(度)	(m)					砂：砂防指定地 地：地すべり防止 区域 ぼ：ぼた山崩壊防 止区域 保：保安林 保施：保安施設地 区 ※（全）：全て、 （一）：一部
1842	中増 ヲ	中増		175	50	22					
1843	中増 ワ	中増		75	31	12			県道	1	
1844	増口 ハ	増口		230	39	22			県道	1	
1845	増口 ニ	増口		95	38	20					
1846	増口 ホ	増口		150	31	16			川	1	
1847	中増 カ	中増		370	34	22			県道	1	
1848	中増 ヨ	中増		65	32	14			県道	1	
1849	佐名伝 ヘ	佐名伝		185	40	20					
1850	佐名伝 ル	佐名伝		65	31	12					
1851	佐名伝 ト	佐名伝		125	31	12					
1852	佐名伝 チ	佐名伝		50	31	12	神社	1	私鉄	1	
1853	佐名伝 リ	佐名伝		45	38	20					
1854	下湊西町六丁目 イ	下湊西町 六丁目		55	31	16					
1855	下湊西町六丁目 ロ	下湊西町 六丁目		185	31	20	神社	1			
1856	下湊西町六丁目 ハ	下湊西町 六丁目		45	31	20					
1857	下湊西町六丁目 ニ	下湊西町 六丁目		100	31	12					
1858	下湊西町六丁目 ホ	下湊西町 六丁目		40	37	8					
1859	車坂町	下湊車坂町		60	31	12					
1860	土田 ヘ	土田		120	31	20					
1861	土田 ト	土田		100	31	20					
1862	越部 ヘ	越部		195	31	20	神社	1			
1863	新子	新子		55	46	10					
1864	新野 ニ	新野		150	46	20					

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象				
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
							種類	数	種類	数	
(m)	(度)	(m)									
557	今木 ヨ	今木			51	20					
558	今木 タ	今木			61	24					
559	大岩 リ	大岩			34	12					
560	大岩 ヌ	大岩			38	18					
561	大岩 ル	大岩			33	16					
562	大岩 フ	大岩			57	20					
563	大岩 フ	大岩			38	20			県道	1	
564	大岩 カ	大岩			59	18					
565	大岩 ヨ	大岩			33	10					
566	矢走 フ	矢走			32	14					
567	矢走 カ	矢走			46	40					
568	矢走 ヨ	矢走			33	10					
569	矢走 タ	矢走			32	14			県道	1	
570	畑屋 ヘ	畑屋			57	20					
571	越部 ト	越部			46	40					
572	越部 チ	越部			46	12					
573	田口 ニ	田口			76	40			川	1	
574	中増 タ	中増			33	20					
575	中増 レ	中増			33	10					
576	薬水 ト	薬水			50	24			私鉄	1	
577	今木 レ	今木			51	20					
578	今木 ソ	今木			46	20					
579	今木 ツ	今木			49	30					
580	今木 ネ	今木			46	20					
581	今木 ナ	今木			46	20					
582	今木 ラ	今木			57	20					
583	岩壺 ト	岩壺			57	20			川	1	
584	岩壺 チ	岩壺			46	26					
585	岩壺 リ	岩壺			38	20					

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	地形要因		保全対象					
		大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定	
							種類	数	種類	数		
586	今木 ム	今木			51	20						砂：砂防指定地 地：地すべり防止区域 ぼ：ぼた山崩壊防止区域 保：保安林 保施：保安施設地区 ※（全）：全て、 （一）：一部
587	高見	下湊	高見		34	24						
588	矢走 レ	矢走			31	20						
589	矢走 ソ	矢走			46	20			県道	1		
590	矢走 ツ	矢走			46	22			県道	1		
591	矢走 ネ	矢走			46	20						
592	矢走 ナ	矢走			34	18			県道	1		
593	畑屋 ト	畑屋			46	20						
594	畑屋 チ	畑屋			34	18			川	1		
595	畑屋 リ	畑屋			46	20						
596	越部 リ	越部			46	12						
597	桧垣本 ヘ	桧垣本			41	16						
598	越部 ヌ	越部			46	8						
599	馬佐 ト	馬佐			37	16						
600	馬佐 チ	馬佐			42	22						
601	馬佐 リ	馬佐			46	28						
602	馬佐 ヌ	馬佐			50	26			県道	1		
603	北野 ニ	北野			46	10						
604	馬佐 ル	馬佐			35	20			県道	1		
605	馬佐 フ	馬佐			35	20			県道	1		
606	比曽 チ	比曽			35	20						
607	西増 ト	西増			31	20			町道	1		
608	比曽 リ	比曽			42	24			県道	1		
609	西増 チ	西増			42	24			県道 町道	1 1		
610	西増 リ	西増			31	20						
611	中増 ソ	中増			33	20						
612	増口 ヘ	中増			46	30						
613	中増 ツ	中増			31	20			町道	1		
614	中増 ネ	中増			32	7						

箇所番号	箇所名	位置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長	地形要因		保全対象					
		大字	小字		傾斜度	高さ	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定	
							種類	数	種類	数		
615	中増 ナ	中増			32	14						砂：砂防指定地 地：地すべり防止区域 ぼ：ぼた山崩壊防止区域 保：保安林 保施：保安施設地区 ※（全）：全て、 （一）：一部
616	中増 ラ	中増			31	20			県道	1		
617	中増 ム	中増			33	20						
618	中増 ウ	中増			39	22						
619	佐名伝 フ	佐名伝			31	20						
620	佐名伝 ワ	佐名伝			31	20						

2-9 急傾斜地崩壊危険区域

整理番号	区域名	面積	告示日及び番号		所在地
116	下淵（ホ）	9.2ha	昭和47年10月31日	402号	下淵
117	今木	12.0ha	昭和47年10月31日	402号	今木
118	比曽（イ）	15.6ha	昭和47年10月31日	402号	西増、比曽、増口
119	上桧垣本	1.2ha	昭和55年08月12日	325号	桧垣本
120	畑屋	3.02ha	昭和58年03月18日	726号	畑屋
121	新野	0.98ha	昭和58年05月04日	80号	新野
122	大淀芦原（イ）	2.2ha	昭和62年04月17日	28号	芦原
123	大淀芦原（ロ）	2.15ha	昭和62年04月17日	28号	芦原
124	北六田ニシマエ	5.34ha	昭和62年10月20日	363号	北六田
125	北六田クシヤ	2.60ha	昭和62年10月20日	363号	北六田
126	畑屋西	1.7ha	平成02年03月16日	627号	畑屋
218	芦原（ハ）	0.45ha	平成04年04月24日	60号	芦原
231	増口（イ）	3.6ha	平成04年12月01日	430号	増口
232	増口（ロ）	1.78ha	平成04年12月01日	431号	増口
251	中増（イ）	17.50ha	平成06年03月04日	589号	中増
252	中増（ロ）	0.48ha	平成06年03月04日	590号	中増
253	持尾	1.48ha	平成06年04月22日	38号	持尾
258	比曽（ロ）	1.18ha	平成06年08月12日	209号	比曽
262	下淵（ト）	1.83ha	平成06年12月13日	388号	下淵、桧垣本
264	西増（イ）	2.30ha	平成07年01月27日	434号	西増
265	西増（ロ）	3.50ha	平成07年01月27日	435号	西増
270	薬水（イ）	3.54ha	平成07年04月11日	20号	薬水
271	西増（ハ）	1.31ha	平成07年04月28日	48号	西増
366	中増（ニ）	1.66ha	平成13年02月23日	502号	中増
367	中越部	0.75ha	平成13年02月23日	503号	越部、土田
374	中増（ハ）	2.08ha	平成13年09月14日	324号	中増
379	今木（ロ）	1.43ha	平成14年01月08日	474号	今木
380	今木（ハ）	2.0ha	平成14年01月08日	475号	今木
381	今木（ニ）	0.56ha	平成14年01月08日	476号	今木
432	中増（ホ）	0.56ha	平成18年02月17日	588号	中増
435	大岩（イ）	0.74ha	平成18年02月28日	606号	大岩
436	大岩（ロ）	0.47ha	平成18年02月28日	607号	大岩
463	薬水（ロ）	0.63ha	平成19年07月13日	145号	薬水
493	大岩（ハ）	0.8ha	平成26年11月28日	297号	大岩
494	薬水（ハ）	1.44ha	平成26年11月28日	298号	薬水

番号	位置				面積又は延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家戸数 (戸)	公共 施設	道路
1533	吉野郡	大淀町	中増	陽ノ原	2	山腹崩壊	85		県
1534	吉野郡	大淀町	中増	増原	7	山腹崩壊	127		町
1535	吉野郡	大淀町	西増	西増	2	山腹崩壊	61		町
1536	吉野郡	大淀町	西増	西増	3	山腹崩壊	58		町
1537	吉野郡	大淀町	西増	西増	2	山腹崩壊	39		町
1538	吉野郡	大淀町	増口		1	山腹崩壊	17		国
1539	吉野郡	大淀町	増口	増口	1	山腹崩壊	32	2	町
1540	吉野郡	大淀町	比曽	比曽	2	山腹崩壊	53		町
1541	吉野郡	大淀町	北六田	北六田	7	山腹崩壊	23		国
1542	吉野郡	大淀町	北六田	北六田	4	山腹崩壊	122	3	国
1543	吉野郡	大淀町	馬佐	馬佐	2	山腹崩壊	38		県
1544	吉野郡	大淀町	馬佐	馬佐	2	山腹崩壊	74		町
1545	吉野郡	大淀町	馬佐	馬佐	5	山腹崩壊	82		県
1546	吉野郡	大淀町	新野	新野	6	山腹崩壊	73	1	町
1547	吉野郡	大淀町	新野	新野	2	山腹崩壊	10		国
1548	吉野郡	大淀町	越部	口越部	3	山腹崩壊	97		町
1549	吉野郡	大淀町	畑屋	畑屋東	7	山腹崩壊	42	2	町
1550	吉野郡	大淀町	畑屋	畑屋西	5	山腹崩壊	42	1	町
1551	吉野郡	大淀町	芦原	東芦原	1	山腹崩壊	23	1	国
1552	吉野郡	大淀町	芦原	芦原	4	山腹崩壊	19		国
1553	吉野郡	大淀町	芦原	西芦原	4	山腹崩壊	23	1	町
1554	吉野郡	大淀町	持尾		1	山腹崩壊	20	1	町
1555	吉野郡	大淀町	矢走	矢走	2	山腹崩壊	45	1	町
1556	吉野郡	大淀町	岩壺	中谷垣内	2	山腹崩壊	12		町
1557	吉野郡	大淀町	岩壺	立木垣内	2	山腹崩壊	12		町
1558	吉野郡	大淀町	岩壺	岩壺	4	山腹崩壊	26		町
1559	吉野郡	大淀町	鉾立	鉾立	2	山腹崩壊	11		町
1560	吉野郡	大淀町	下湊	西町	2	山腹崩壊	25		町
1561	吉野郡	大淀町	下湊	西町	1	山腹崩壊	43	2	町
1562	吉野郡	大淀町	下湊	西町	7	山腹崩壊	39	3	国
1563	吉野郡	大淀町	今木	上垣内	6	山腹崩壊	29	1	国
1564	吉野郡	大淀町	今木	上垣内	5	山腹崩壊	30	1	国
1565	吉野郡	大淀町	今木	中垣内	5	山腹崩壊	40	1	国
1566	吉野郡	大淀町	今木	中垣内	2	山腹崩壊	24		町

番号	位置				面積又は延長	予想される危険	保全対象		
	郡市	町村	大字	字			人家戸数 (戸)	公共 施設	道路
1567	吉野郡	大淀町	今木	中垣内	4	山腹崩壊	15	1	町
1568	吉野郡	大淀町	今木	下垣内	12	山腹崩壊	30		町
1569	吉野郡	大淀町	今木	下垣内	8	山腹崩壊	10		町
1570	吉野郡	大淀町	佐名伝	佐名伝東	6	山腹崩壊	40	1	国
1571	吉野郡	大淀町	佐名伝	佐名伝西	5	山腹崩壊	10		県
1572	吉野郡	大淀町	薬水	薬水	3	山腹崩壊	11		町
1573	吉野郡	大淀町	薬水	薬水	6	山腹崩壊	23	1	町
1574	吉野郡	大淀町	薬水	薬水	5	山腹崩壊	31		町
1575	吉野郡	大淀町	薬水	薬水	4	山腹崩壊	41	1	町
1576	吉野郡	大淀町	薬水	薬水	4	山腹崩壊	75	2	町
1577	吉野郡	大淀町	薬水	大阿太	3	山腹崩壊	25		町
1578	吉野郡	大淀町	中増		1	山腹崩壊		1	
1579	吉野郡	大淀町	下渕		1	山腹崩壊		1	
1580	吉野郡	大淀町	今木		5	山腹崩壊	10		国
1581	吉野郡	大淀町	中増	陽原	550	崩壊土砂流出	10		町
1582	吉野郡	大淀町	中増	増原	650	崩壊土砂流出	5		町
1583	吉野郡	大淀町	中増	増原 2	350	崩壊土砂流出	5		町
1584	吉野郡	大淀町	西増	西増	800	崩壊土砂流出	15		町
1585	吉野郡	大淀町	西増	西増 2	850	崩壊土砂流出	10		町
1586	吉野郡	大淀町	比曾	上比曾	1150	崩壊土砂流出	2		町
1587	吉野郡	大淀町	比曾	上比曾 2	600	崩壊土砂流出	1		町
1588	吉野郡	大淀町	馬佐	馬佐	800	崩壊土砂流出	1		県
1589	吉野郡	大淀町	馬佐	馬佐 2	650	崩壊土砂流出	5		県
1590	吉野郡	大淀町	越部	田口	300	崩壊土砂流出			県
1591	吉野郡	大淀町	越部	田口 2	450	崩壊土砂流出			県
1592	吉野郡	大淀町	畑屋	畑屋	800	崩壊土砂流出	5		町
1593	吉野郡	大淀町	持尾	持尾	500	崩壊土砂流出	5		町
1594	吉野郡	大淀町	持尾	持尾 2	500	崩壊土砂流出			町
1595	吉野郡	大淀町	岩壺	岩壺	350	崩壊土砂流出	5		町
1596	吉野郡	大淀町	鉾立	鉾立	900	崩壊土砂流出			町
1597	吉野郡	大淀町	今木	中垣内	350	崩壊土砂流出	15		町
1598	吉野郡	大淀町	薬水	薬水	300	崩壊土砂流出			町
1599	吉野郡	大淀町	今木		450	崩壊土砂流出	10		国
1600	吉野郡	大淀町	今木		300	崩壊土砂流出	10		国

2-11 土砂災害警戒区域

奈良県資料

Y区域…土砂災害警戒区域

R区域…土砂災害特別警戒区域

※ 追加指定・一部指定解除等箇所数（指定箇所数には含まない）

所在地（町名）【あいうえお順】 （赤字：区域と一部区域で重複があります）		急傾斜地の崩壊		土石流		指定年月日	告示番号				備考
区域	一部区域	Y区域	内、R区域	Y区域	内、R区域		急Y	急R	土Y	土R	
芦原	高取町清水谷 矢走・畑屋	11 箇所		2 箇所		H26. 8. 1	171		172		
今木	御所市奉経 岩壺・大岩	36 箇所		34 箇所		H26. 8. 1	171		172		
岩壺	矢走・今木・検堀本	13 箇所		14 箇所		H26. 8. 1	171		172		
大岩		14 箇所				H26. 8. 1	171				
北野	新野・比曾・馬佐	5 箇所		2 箇所		H26. 8. 1	171		172		
北六田	新野	3 箇所		5 箇所		H26. 8. 1	171		172		
薬水		17 箇所		21 箇所		H26. 8. 1	171		172		
越部	比曾・土田	15 箇所		12 箇所		H26. 8. 1	171		172		
佐名伝	薬水	14 箇所		11 箇所		H26. 8. 1	171		172		
下瀬	検堀本	21 箇所		9 箇所		H26. 8. 1	171		172		
土田	検堀本・畑屋・越部	7 箇所		3 箇所		H26. 8. 1	171		172		
中増		41 箇所		20 箇所		H26. 8. 1	171		172		
西増	比曾	15 箇所		10 箇所		H26. 8. 1	171		172		
新野	北野・北六田	6 箇所		5 箇所		H26. 8. 1	171		172		
馬佐	越部	22 箇所		11 箇所		H26. 8. 1	171		172		
畑屋	検堀本	14 箇所		9 箇所		H26. 8. 1	171		172		
検堀本	矢走・岩壺	13 箇所		8 箇所		H26. 8. 1	171		172		
比曾	西増・越部・北六田・北野	28 箇所		13 箇所		H26. 8. 1	171		172		
鉾立	今木	6 箇所		2 箇所		H26. 8. 1	171		172		
増口		7 箇所		2 箇所		H26. 8. 1	171		172		
持尾	矢走	11 箇所		5 箇所		H26. 8. 1	171		172		
矢走	持尾・検堀本・岩壺	31 箇所		8 箇所		H26. 8. 1	171		172		
合 計		350 箇所	0 箇所	206 箇所	0 箇所	合計 556 箇所					

2-12 平成8年道路防災総点検要対策箇所

平成23年度奈良県地域防災計画資料

番号	道路種別	路線名	所在地	延長 (m)	危険内容	迂回路
71	一般県道	五條高取線	大淀町薬水	58	落石・崩壊	有
250	一般県道	今木出口線	大淀町今木	150	落石・崩壊	有
251	一般県道	今木出口線	大淀町矢走	315	落石・崩壊	有
252	一般県道	今木出口線	大淀町越部	363	落石・崩壊	有
253	一般県道	今木出口線	大淀町田口	600	落石・崩壊	有
254	一般県道	今木出口線	大淀町越部	130	落石・崩壊	有
255	一般県道	今木出口線	大淀町馬佐	435	落石・崩壊	有
256	一般県道	寺前千股線	大淀町比曾	160	落石・崩壊	有
257	一般県道	寺前千股線	大淀町中増	115	落石・崩壊	有
258	一般県道	馬佐清水谷線	大淀町田口	70	落石・崩壊	有

2-13 危険物施設等一覧表

施設名	施設数
給油取扱所	9
第1種販売取扱所	
第2種販売取扱所	
一般取扱所	14
屋内貯蔵所	1
屋外貯蔵所	0
屋内タンク貯蔵所	1
屋外タンク貯蔵所	5
地下タンク貯蔵所	24
移動タンク貯蔵所	27
簡易タンク貯蔵所	0
自家給油取扱所	10
火薬類	
毒物・劇物	
合計	91

3. 情報収集伝達・広報関係

3-1 奈良地方気象台が発表する注意報、警報、情報の種類及び発表基準

気象庁（平成26年10月9日現在）

発表官署		奈良地方気象台
一次細分区域		奈良県北部
二次細分区域		五條・北部吉野
特別 警 報※	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の強度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警 報	暴風（平均風速）	20m/s
	暴風雪（平均風速）	20m/s雪を伴う
	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合
	大雪	20cm（平地）、30cm（山地）
注 意 報	強風（平均風速）	12m/s
	風雪（平均風速）	12m/s雪を伴う
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合
	大雪（24時間降雪の深さ）	5cm（平地）、10cm（山地）
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%〔奈良地方気象台の値〕
	濃霧（視程）	100m〔奈良地方気象台の視程〕
	霜（最低気温）	4月以降の晩霜
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり、最高気温が10℃〔奈良地方気象台の値〕以上、又は、かなりの降雨
	低温	-5℃以下〔奈良地方気象台の値〕
	着雪	24時間降雪の深さが平地20cm以上で、気温が-2℃～2℃の時
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm

注釈

- ◎ 大雨及び洪水警報・注意報の発表については細分区域内の市町村ごとの発表基準を用いて判断し、二次細分区域全体を対象に発表する。
- ◎ 風雪、強風、大雪の各注意報では基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。
- ◎ 乾燥、濃霧、霜の各注意報では基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。
- ◎ 平地とは標高200m以下の地域、山地とは標高200mを越える地域をいう。
- ◎ 土壌雨量指数は、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数である。
- ◎ 流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

(別表 1) 大雨警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
五條・北部吉野	大淀町	R1=60	108

解説：平坦地以外とは、浸水被害の発生しにくい地域を示しています。

注：別表 1～4 において

R 1 とは、1 時間雨量のことです。

R 3 とは、3 時間雨量のことです。

R T とは、一連の気象現象における総雨量のことです。

(別表 2) 洪水警報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準 (mm)	流域雨量指数基準	複合基準
五條・北部吉野	大淀町	R1=60	吉野川流域=32	—

解説：平坦地以外とは、浸水被害の発生しにくい地域を示しています。

(別表 3) 大雨注意報基準

二次細分区域	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
五條・北部吉野	大淀町	R1=40	81

(別表 4) 洪水注意報基準

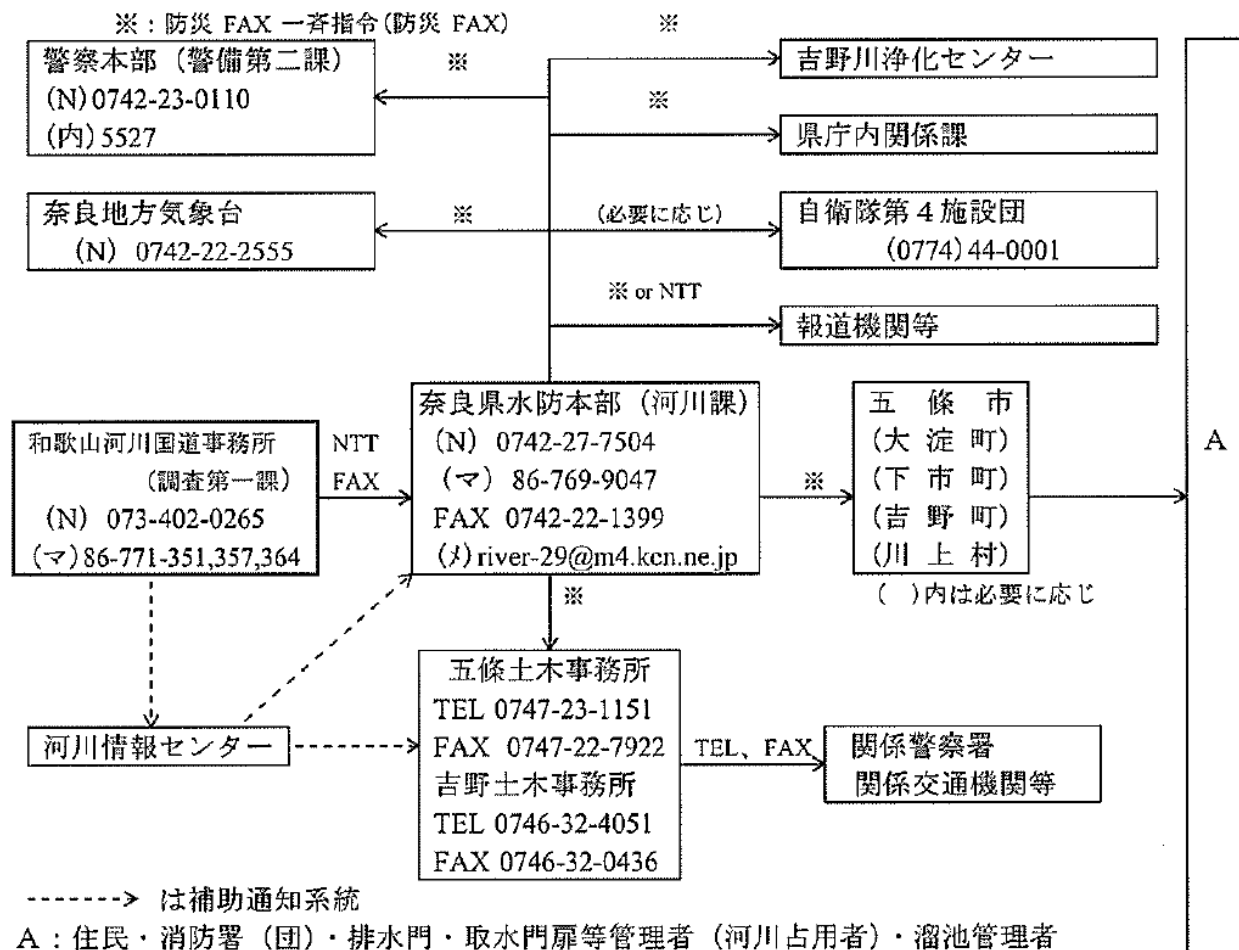
二次細分区域	市町村	雨量基準 (mm)	流域雨量指数基準
五條・北部吉野	大淀町	R1=40	吉野川流域=26

3-2 水防警報の通知系統

(1) 水防警報の通知（国土交通大臣）

平成26年度奈良県水防計画

1) 紀の川



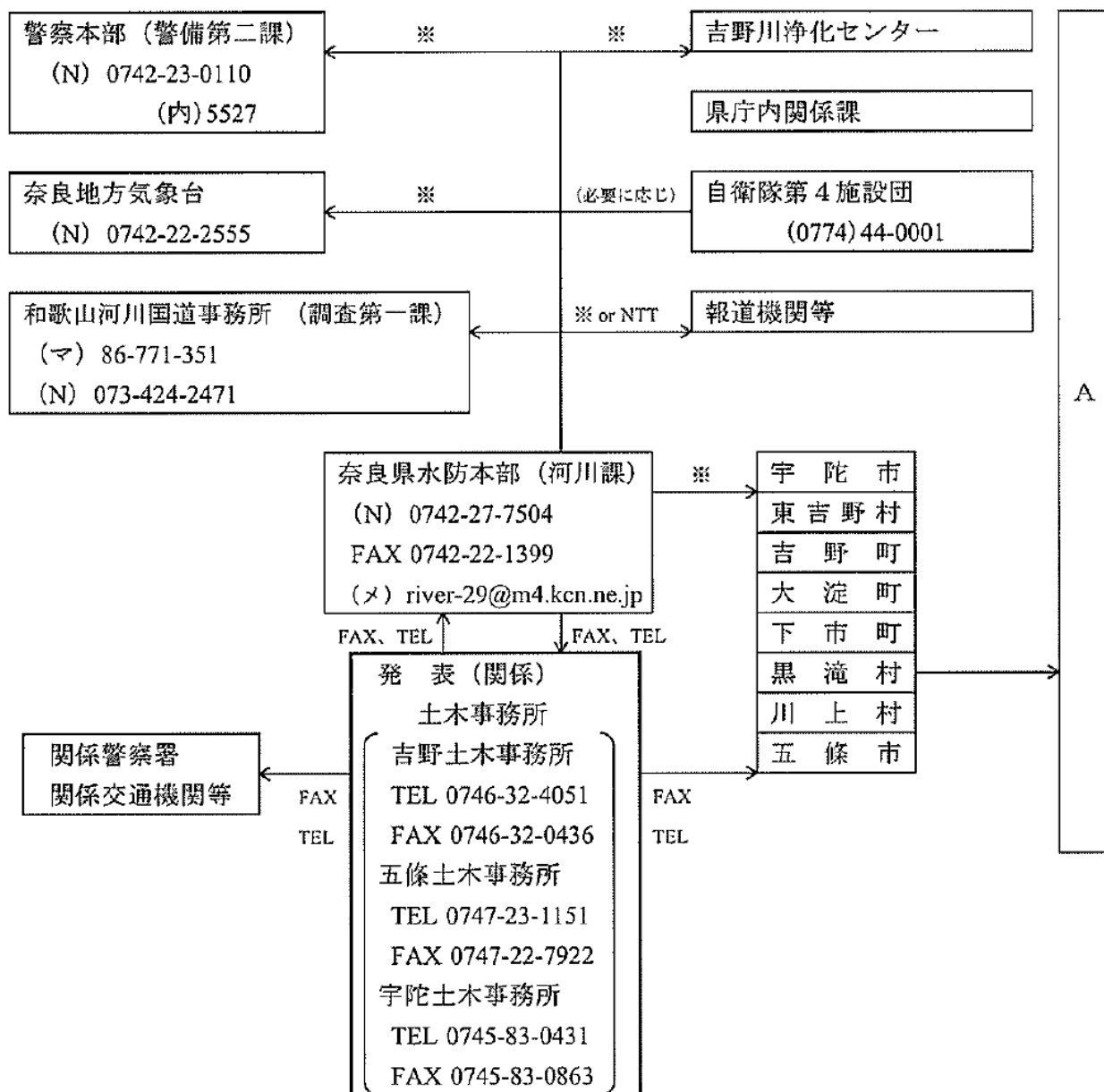
*水防本部から関係土木事務所・関係水防管理団体への情報伝達は、防災行政無線の「一斉通信」により行う。

水防警報河川	一斉指令種別
大和川・曽我川・佐保川	大和川大臣
宇陀川・名張川	淀川大臣
紀の川	紀の川大臣

(2) 水防警報の通知（知事）

平成26年度奈良県水防計画

2) 紀の川水系各河川



- (注) 発表土木事務所は管内の関係水防管理団体・警察署・交通機関等へ通報する。
発表土木事務所から通報を受けた水防本部は関係土木事務所・水防管理団体へ連絡する。
関係土木事務所は管内の関係警察署・交通機関等へ連絡すること。

防災行政無線による一斉通信の方法（水防本部から伝達する場合）

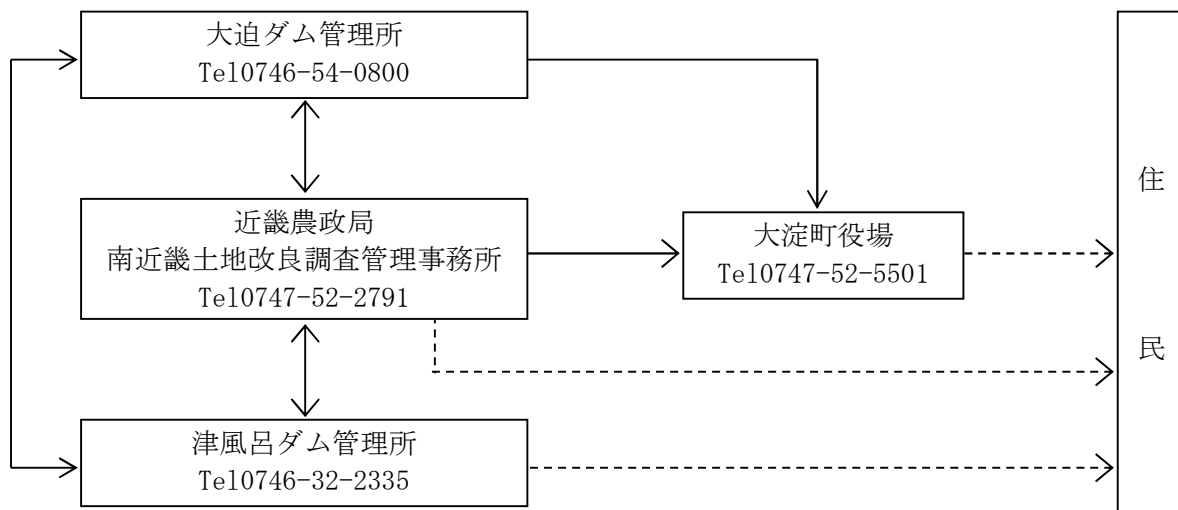
水防警報指定河川	一斉指令種別
大和川水系各河川	大和川知事
宇陀川	淀川知事
吉野川（紀の川）	紀の川知事

3-3 ダム放流連絡系統

(1) 大迫ダム放流連絡系統（農林水産省）

平成26年度奈良県水防計画

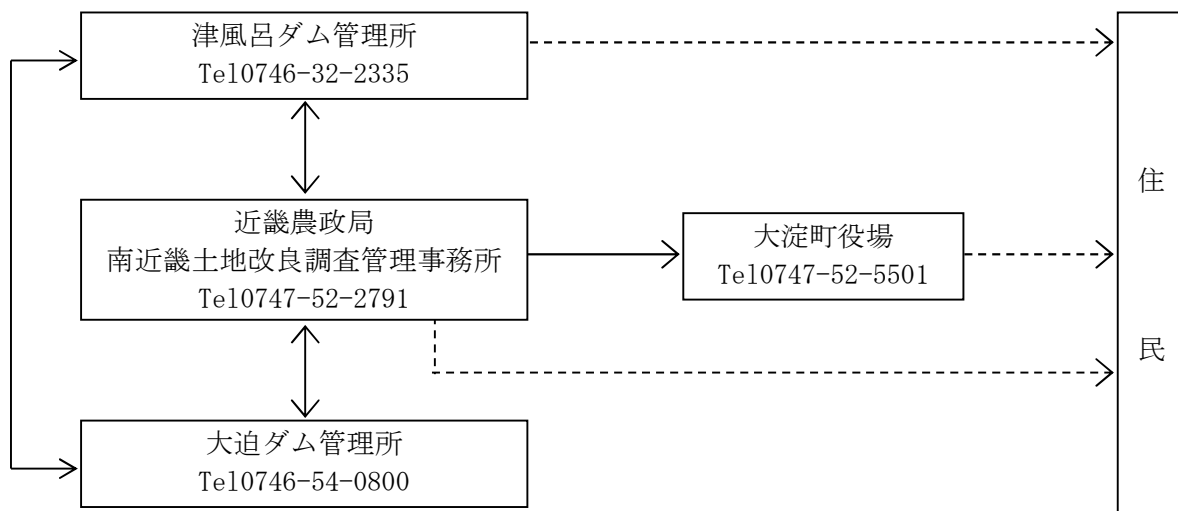
-----> は同報放送・サイレンその他による補助連絡系統



(2) 津風呂ダム放流連絡系統（農林水産省）

平成26年度奈良県水防計画

-----> は同報放送・サイレンその他による補助連絡系統



3 - 4 非常通信経路

平成23年度奈良県地域防災計画資料

市町村	市町村役場 から (km)	非常通信経路
大淀町	0	大淀町役場 ————— 県庁 (総務課) [県] (防災統括室)
	0.5	関電吉野ネットワーク ————— 関電奈良支店 ————— 県庁 技術サービスセンター [関] [県] (防災統括室)
	1.0	近鉄下市口駅 ~~~~~ 近鉄奈良駅 県庁 (助役) [近] (防災統括室)
	0.8	奈良県広域消防組合 ————— 奈良市消防局 ————— 県庁 消防本部 [消] [県] (防災統括室)
	2.0	吉野警察署 ————— 県警本部 県庁 (地域課) [警] (通信指令課) (防災統括室)

(凡例) ————— 無線区間 ~~~~~ 有線区間 ~~~~~ 有線無線混用区間 使送区間

3－5 防災行政無線一覧表

免許人 大淀町 局数：固定局3局・基地局2局・移動局235局（屋外拡声子局も移動局に含む。）

平成27年1月1日現在

無線局の種別及び局数	空中線電力	識別信号	免許番号	免許の年月日	備考
固定局（統制局）	2.2mW	ぼうさいおおよど	近固第3773号	平成24年12月1日	18GHz帯簡易多重無線
固定局・ 基地局（中継局）	2.2mW	ぼうさいおおよど にしがみね	近固第11941号	平成25年3月29日	18GHz帯簡易多重無線
	400mW			平成25年3月29日	7.5GHz帯簡易多重無線
	5W		近基第 697824 号	平成25年3月29日	260MHz帯デジタル無線
固定局・ 基地局（中継局）	400mW	ぼうさいおおよど	近固第11942号	平成25年3月29日	7.5GHz 帯簡易多重無線
	2W	あさひがおか	近基第697825号	平成25年3月29日	260MHz帯デジタル無線

無線局の種別及び局数	空中線電力	識別信号	免許番号	免許の年月日	備考	
陸上移動局 (157 局)	2W	ぼうさいおおよど111	近移第10149484号	平成25年3月29日	無線統制台	
	2W	ぼうさいおおよど112	近移第10149485号	平成25年3月29日	無線統制台	
	2W	ぼうさいおおよど201	近移第10149486号	平成25年3月29日	(半固定型)	文化会館
	2W	ぼうさいおおよど202	近移第10149487号	平成25年3月29日	(半固定型)	桜ヶ丘総合センター
	2W	ぼうさいおおよど203	近移第10149488号	平成25年3月29日	(半固定型)	高見台コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど204	近移第10149489号	平成25年3月29日	(半固定型)	吉野警察署
	2W	ぼうさいおおよど205	近移第10149490号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀病院
	2W	ぼうさいおおよど206	近移第10149491号	平成25年3月29日	(半固定型)	近鉄下市口駅
	2W	ぼうさいおおよど207	近移第10149492号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀消防署
	2W	ぼうさいおおよど208	近移第10149493号	平成25年3月29日	(半固定型)	関西電力(株)吉野電力所地域センター
	2W	ぼうさいおおよど209	近移第10149494号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀町水道部
	2W	ぼうさいおおよど210	近移第10149495号	平成25年3月29日	(半固定型)	増口コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど211	近移第10149496号	平成25年3月29日	(半固定型)	第1分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど212	近移第10149497号	平成25年3月29日	(半固定型)	第2分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど213	近移第10149498号	平成25年3月29日	(半固定型)	第3分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど214	近移第10149499号	平成25年3月29日	(半固定型)	第4分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど215	近移第10149500号	平成25年3月29日	(半固定型)	第5分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど216	近移第10149501号	平成25年3月29日	(半固定型)	第6分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど217	近移第10149502号	平成25年3月29日	(半固定型)	第7分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど218	近移第10149503号	平成25年3月29日	(半固定型)	第8分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど219	近移第10149504号	平成25年3月29日	(半固定型)	第9分団消防団車庫
	2W	ぼうさいおおよど220	近移第10149505号	平成25年3月29日	(半固定型)	薬水コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど221	近移第10149506号	平成25年3月29日	(半固定型)	花吉野ガーデンヒルズ第2分館

	2W	ぼうさいおおよど222	近移第10149507号	平成25年3月29日	(半固定型)	花吉野ガーデンヒルズ分館
	2W	ぼうさいおおよど223	近移第10149508号	平成25年3月29日	(半固定型)	グリーンポリス老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど224	近移第10149509号	平成25年3月29日	(半固定型)	佐名伝公民館
	2W	ぼうさいおおよど225	近移第10149510号	平成25年3月29日	(半固定型)	大岩分館
	2W	ぼうさいおおよど226	近移第10149511号	平成25年3月29日	(半固定型)	銚立コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど227	近移第10149512号	平成25年3月29日	(半固定型)	岩壺老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど228	近移第10149513号	平成25年3月29日	(半固定型)	矢走老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど229	近移第10149514号	平成25年3月29日	(半固定型)	吉野路大淀 i センター
	2W	ぼうさいおおよど230	近移第10149515号	平成25年3月29日	(半固定型)	金吾町北郷コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど231	近移第10149516号	平成25年3月29日	(半固定型)	平畑体育館
	2W	ぼうさいおおよど232	近移第10149517号	平成25年3月29日	(半固定型)	吉野平分館
	2W	ぼうさいおおよど233	近移第10149518号	平成25年3月29日	(半固定型)	第一保育所
	2W	ぼうさいおおよど234	近移第10149519号	平成25年3月29日	(半固定型)	車坂分館
	2W	ぼうさいおおよど235	近移第10149520号	平成25年3月29日	(半固定型)	香梨台分館
	2W	ぼうさいおおよど236	近移第10149521号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀養護学校
	2W	ぼうさいおおよど237	近移第10149522号	平成25年3月29日	(半固定型)	西町五丁目コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど238	近移第10149523号	平成25年3月29日	(半固定型)	西町四丁目分館
	2W	ぼうさいおおよど239	近移第10149524号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀桜ヶ丘小学校
	2W	ぼうさいおおよど240	近移第10149525号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀中学校
	2W	ぼうさいおおよど241	近移第10149526号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀緑ヶ丘小学校
	2W	ぼうさいおおよど242	近移第10149527号	平成25年3月29日	(半固定型)	南大和分館
	2W	ぼうさいおおよど243	近移第10149528号	平成25年3月29日	(半固定型)	あおぞら保育所
	2W	ぼうさいおおよど244	近移第10149529号	平成25年3月29日	(半固定型)	南大和北分館
	2W	ぼうさいおおよど245	近移第10149530号	平成25年3月29日	(半固定型)	奥越部老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど246	近移第10149531号	平成25年3月29日	(半固定型)	馬佐分館

	2W	ぼうさいおおよど247	近移第10149532号	平成25年3月29日	(半固定型)	北野北分館
	2W	ぼうさいおおよど248	近移第10149533号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀希望ヶ丘小学校
	2W	ぼうさいおおよど249	近移第10149534号	平成25年3月29日	(半固定型)	旧大淀旭ヶ丘小学校体育館
	2W	ぼうさいおおよど250	近移第10149535号	平成25年3月29日	(半固定型)	旭ヶ丘総合センター
	2W	ぼうさいおおよど251	近移第10149536号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀東部幼稚園
	2W	ぼうさいおおよど252	近移第10149537号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀西部幼稚園
	2W	ぼうさいおおよど253	近移第10149538号	平成25年3月29日	(半固定型)	教育委員会
	2W	ぼうさいおおよど254	近移第10149539号	平成25年3月29日	(半固定型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど301	近移第10149555号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど302	近移第10149556号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど303	近移第10149557号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど304	近移第10149558号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど305	近移第10149559号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど306	近移第10149560号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど307	近移第10149561号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど308	近移第10149562号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど309	近移第10149563号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど310	近移第10149564号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど311	近移第10149565号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど312	近移第10149566号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど313	近移第10149567号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど314	近移第10149568号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど315	近移第10149569号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど316	近移第10149570号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど317	近移第10149571号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場

	2W	ぼうさいおおよど318	近移第10149572号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど319	近移第10149573号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど320	近移第10149574号	平成25年3月29日	(携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど321	近移第10149575号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど322	近移第10149576号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど323	近移第10149577号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど324	近移第10149578号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど325	近移第10149579号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど326	近移第10149580号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど327	近移第10149581号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど328	近移第10149582号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど329	近移第10149583号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど330	近移第10149584号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど331	近移第10149585号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど332	近移第10149586号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど333	近移第10149587号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど334	近移第10149588号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど335	近移第10149589号	平成25年3月29日	(携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど336	近移第10149590号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど337	近移第10149591号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど338	近移第10149592号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど339	近移第10149593号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど340	近移第10149594号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど341	近移第10149595号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど342	近移第10149596号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織

	2W	ぼうさいおおよど343	近移第10149597号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど344	近移第10149598号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど345	近移第10149599号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど346	近移第10149600号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど347	近移第10149601号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど348	近移第10149602号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど349	近移第10149603号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど350	近移第10149604号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど351	近移第10149605号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど352	近移第10149606号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど353	近移第10149607号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど354	近移第10149608号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど 355	近移第10149609号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど356	近移第10149610号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど357	近移第10149611号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど358	近移第10149612号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど359	近移第10149613号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど360	近移第10149614号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど361	近移第10149615号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど362	近移第10149616号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど363	近移第10149617号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど364	近移第10149618号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど365	近移第10149619号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど366	近移第10149620号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど367	近移第10149621号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織

	2W	ぼうさいおおよど368	近移第10149622号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど369	近移第10149623号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど370	近移第10149624号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど371	近移第10149625号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど372	近移第10149626号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど373	近移第10149627号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど374	近移第10149628号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど375	近移第10149629号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど376	近移第10149630号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど377	近移第10149631号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど378	近移第10149632号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど379	近移第10149633号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど380	近移第10149634号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど381	近移第10149635号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど382	近移第10149636号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど383	近移第10149637号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど384	近移第10149638号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど385	近移第10149639号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど386	近移第10149640号	平成25年3月29日	(携帯型)	自主防災組織
	2W	ぼうさいおおよど401	近移第10149540号	平成25年3月29日	(車携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど402	近移第10149541号	平成25年3月29日	(車携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど403	近移第10149542号	平成25年3月29日	(車携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど404	近移第10149543号	平成25年3月29日	(車携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど405	近移第10149544号	平成25年3月29日	(車携帯型)	大淀町役場
	2W	ぼうさいおおよど406	近移第10149545号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団

	2W	ぼうさいおおよど407	近移第10149546号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど408	近移第10149547号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど409	近移第10149548号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど410	近移第10149549号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど411	近移第10149550号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど412	近移第10149551号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど413	近移第10149552号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど414	近移第10149553号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団
	2W	ぼうさいおおよど415	近移第10149554号	平成25年3月29日	(車携帯型)	消防団

無線局の種別及び局数	空中線電力	識別信号	免許番号	免許の年月日	備考	
陸上移動局 (77局) (屋外子局)	2W	ぼうさいおおよど601	近移第10149641号	平成25年3月29日	(屋外子局)	薬水1次避難地
	2W	ぼうさいおおよど602	近移第10149642号	平成25年3月29日	(屋外子局)	薬水コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど603	近移第10149643号	平成25年3月29日	(屋外子局)	花吉野ガーデンヒルズ第2分館
	2W	ぼうさいおおよど604	近移第10149644号	平成25年3月29日	(屋外子局)	花吉野ガーデンヒルズ分館
	2W	ぼうさいおおよど605	近移第10149645号	平成25年3月29日	(屋外子局)	福神駅前広場
	2W	ぼうさいおおよど606	近移第10149646号	平成25年3月29日	(屋外子局)	佐名伝区1次避難地(西)
	2W	ぼうさいおおよど607	近移第10149647号	平成25年3月29日	(屋外子局)	佐名伝区1次避難地(東)
	2W	ぼうさいおおよど608	近移第10149648号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大阿太駅前
	2W	ぼうさいおおよど609	近移第10149649号	平成25年3月29日	(屋外子局)	中吉野木材市場
	2W	ぼうさいおおよど610	近移第10149650号	平成25年3月29日	(屋外子局)	佐名伝公民館
	2W	ぼうさいおおよど611	近移第10149651号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大岩分館
	2W	ぼうさいおおよど612	近移第10149652号	平成25年3月29日	(屋外子局)	鉾立コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど613	近移第10149653号	平成25年3月29日	(屋外子局)	今木バス停広場

無線局の種別及び局数	空中線電力	識別信号	免許番号	免許の年月日	備考	
	2W	ぼうさいおおよど614	近移第10149654号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀西部幼稚園
	2W	ぼうさいおおよど615	近移第10149655号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大日寺
	2W	ぼうさいおおよど616	近移第10149656号	平成25年3月29日	(屋外子局)	岩壺老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど617	近移第10149657号	平成25年3月29日	(屋外子局)	矢走区1次避難地
	2W	ぼうさいおおよど618	近移第10149658号	平成25年3月29日	(屋外子局)	持尾公民館
	2W	ぼうさいおおよど619	近移第10149659号	平成25年3月29日	(屋外子局)	芦原区1次避難地
	2W	ぼうさいおおよど620	近移第10149660号	平成25年3月29日	(屋外子局)	吉野路大淀iセンター
	2W	ぼうさいおおよど621	近移第10149661号	平成25年3月29日	(屋外子局)	金吾町コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど622	近移第10149662号	平成25年3月29日	(屋外子局)	平畑体育館
	2W	ぼうさいおおよど623	近移第10149663号	平成25年3月29日	(屋外子局)	吉野平公園
	2W	ぼうさいおおよど624	近移第10149664号	平成25年3月29日	(屋外子局)	吉野平分館
	2W	ぼうさいおおよど625	近移第10149665号	平成25年3月29日	(屋外子局)	上桧垣本地区1次避難所
	2W	ぼうさいおおよど626	近移第10149666号	平成25年3月29日	(屋外子局)	高見台コミュニティーセンター
	2W	ぼうさいおおよど627	近移第10149667号	平成25年3月29日	(屋外子局)	第一保育所
	2W	ぼうさいおおよど628	近移第10149668号	平成25年3月29日	(屋外子局)	平畑集会所
	2W	ぼうさいおおよど629	近移第10149669号	平成25年3月29日	(屋外子局)	桜ヶ丘第三児童公園
	2W	ぼうさいおおよど630	近移第10149670号	平成25年3月29日	(屋外子局)	美吉野台集会所
	2W	ぼうさいおおよど631	近移第10149671号	平成25年3月29日	(屋外子局)	車坂分館
	2W	ぼうさいおおよど632	近移第10149672号	平成25年3月29日	(屋外子局)	桜ヶ丘第二児童公園
	2W	ぼうさいおおよど633	近移第10149673号	平成25年3月29日	(屋外子局)	香梨台分館
	2W	ぼうさいおおよど634	近移第10149674号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀養護学校
	2W	ぼうさいおおよど635	近移第10149675号	平成25年3月29日	(屋外子局)	西町五丁目コミュニティセンター
	2W	ぼうさいおおよど636	近移第10149676号	平成25年3月29日	(屋外子局)	下湊7号公園
	2W	ぼうさいおおよど637	近移第10149677号	平成25年3月29日	(屋外子局)	下湊公民館

無線局の種別及び局数	空中線電力	識別信号	免許番号	免許の年月日	備考	
	2W	ぼうさいおおよど638	近移第10149678号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀桜ヶ丘小学校
	2W	ぼうさいおおよど639	近移第10149679号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀中学校
	2W	ぼうさいおおよど640	近移第10149680号	平成25年3月29日	(屋外子局)	土田区1次避難地
	2W	ぼうさいおおよど641	近移第10149681号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀緑ヶ丘小学校
	2W	ぼうさいおおよど642	近移第10149682号	平成25年3月29日	(屋外子局)	南大和分館
	2W	ぼうさいおおよど643	近移第10149683号	平成25年3月29日	(屋外子局)	口越部老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど644	近移第10149684号	平成25年3月29日	(屋外子局)	あおぞら保育所
	2W	ぼうさいおおよど645	近移第10149685号	平成25年3月29日	(屋外子局)	中越部老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど646	近移第10149686号	平成25年3月29日	(屋外子局)	南大和さくら公園
	2W	ぼうさいおおよど647	近移第10149687号	平成25年3月29日	(屋外子局)	南大和北分館
	2W	ぼうさいおおよど648	近移第10149688号	平成25年3月29日	(屋外子局)	奥越部老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど649	近移第10149689号	平成25年3月29日	(屋外子局)	奥越部北
	2W	ぼうさいおおよど650	近移第10149690号	平成25年3月29日	(屋外子局)	畑屋老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど651	近移第10149691号	平成25年3月29日	(屋外子局)	新野地区公民館
	2W	ぼうさいおおよど652	近移第10149692号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北野グランド
	2W	ぼうさいおおよど653	近移第10149693号	平成25年3月29日	(屋外子局)	馬佐南
	2W	ぼうさいおおよど654	近移第10149694号	平成25年3月29日	(屋外子局)	馬佐区運動場
	2W	ぼうさいおおよど655	近移第10149695号	平成25年3月29日	(屋外子局)	馬佐区1次避難地
	2W	ぼうさいおおよど656	近移第10149696号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀町健康づくりセンター
	2W	ぼうさいおおよど657	近移第10149697号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北野北分館
	2W	ぼうさいおおよど658	近移第10149698号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北野東分館
	2W	ぼうさいおおよど659	近移第10149699号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀希望ヶ丘小学校
	2W	ぼうさいおおよど660	近移第10149700号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北野7丁目公園
	2W	ぼうさいおおよど661	近移第10149701号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北野南公園

無線局の種別及び局数	空中線電力	識別信号	免許番号	免許の年月日	備考	
	2W	ぼうさいおおよど662	近移第10149702号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北野西分館
	2W	ぼうさいおおよど663	近移第10149703号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北六田 1 次避難地
	2W	ぼうさいおおよど664	近移第10149704号	平成25年3月29日	(屋外子局)	北六田分館
	2W	ぼうさいおおよど665	近移第10149705号	平成25年3月29日	(屋外子局)	旧大淀旭ヶ丘小学校体育館
	2W	ぼうさいおおよど666	近移第10149706号	平成25年3月29日	(屋外子局)	出口老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど667	近移第10149707号	平成25年3月29日	(屋外子局)	旭ヶ丘総合センター
	2W	ぼうさいおおよど668	近移第10149708号	平成25年3月29日	(屋外子局)	比曽川砂防公園
	2W	ぼうさいおおよど669	近移第10149709号	平成25年3月29日	(屋外子局)	杉本記念文化センター
	2W	ぼうさいおおよど670	近移第10149710号	平成25年3月29日	(屋外子局)	大淀東部幼稚園
	2W	ぼうさいおおよど671	近移第10149711号	平成25年3月29日	(屋外子局)	西増老人憩の家
	2W	ぼうさいおおよど672	近移第10149712号	平成25年3月29日	(屋外子局)	ましが丘ふれあい交流館
	2W	ぼうさいおおよど673	近移第10149713号	平成25年3月29日	(屋外子局)	中増
	2W	ぼうさいおおよど 674	近移第10149714号	平成25年3月29日	(屋外子局)	今木分館
	2W	ぼうさいおおよど675	近移第10149715号	平成25年3月29日	(屋外子局)	今木東
	2W	ぼうさいおおよど676	近移第10149716号	平成25年3月29日	(屋外子局)	芦原区 1 次避難地 (南)
	2W	ぼうさいおおよど678	近移第10149718号	平成25年3月29日	(屋外子局)	新野墓地

3－6 災害報告取扱要領

〔 昭 和 45 年 4 月 10 日 〕
消防防第 246号消防庁長官

改正 昭和58年12月 消防総第833号
消防災第279号
消防救第 58号
昭和59年10月 消防災第267号
平成6年12月 消防災第278号
平成8年4月 消防災第 59号
平成13年6月 消防災第101号
消防情第 91号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同じ災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これ

らの施設に人が居住しているときには、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は、半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

3-7 被害認定統一基準

被 害 項 目		報 告 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負 傷 者 〔 重傷者 〕 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全 壊 (全 焼) (流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが 土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被 害 項 目			報 告 基 準
そ の 他 被 害	田 畑 被 害	流 失	耕地が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		埋 没	
	冠 水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第 180号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第 1 条に規定する砂防施設同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船 舶		「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
その他被害	ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 世 帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震の場合のみ報告する。
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第 169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他 の 被 害 金 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

平成23年度奈良県地域防災計画

3－8 大規模半壊世帯の設定基準

被災者生活再建支援法第2条第2号二に定める世帯（大規模半壊世帯）については、「居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」としている。

大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。

この趣旨を踏まえつつ、具体的には、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

（注）「構造耐力上主要な部分」とは、令第2条により、建築基準法施行令第1条第3号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

3-9 火災・災害等即報要領

改正	〔 昭和 59年 10月 15日 〕	
	消防災第 267号消防庁長官	
	平成 6年12月	消防災第279号
	平成 7年 4月	消防災第 83号
	平成 8年 4月	消防災第 59号
	平成 9年 3月	消防情第 51号
	平成12年11月	消防災第 98号
	平成15年 3月	消防情第125号
		消防災第 78号
	平成16年 9月	消防情第 56号
		消防震第 66号
	平成20年 5月	消防応第 69号

平成20年 9月 消防応第166号
平成24年 5月 消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があ

った場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2即報基準」及び「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第12号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の（2）のアのウ）に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の（2）のイ1）、2）に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第2の1の（2）のウ1）、2）に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の（2）のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2) バスの転落等による救急・救助事故

3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1）、2）に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の（2）のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに
予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) リ災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

（注）各種様式は省略、ただし町から県への第4号様式は18-2参照

3-10 被害状況等報告先

①消防庁の連絡先

区分 回線別		平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿日直室
N T T回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
奈良県 防災行政無線 (衛星系)	TEL	78-048-500-7527	78-048-500-7782
	FAX	78-048-500-7537	78-048-500-7789

②被害状況等報告先

報告項目		報告元(町)	報告先(県)
概況速報、災害速報、災害確定報告		総務部総務班	県防災統括室
被害状況報告	人、住家の被害状況報告	総務部調査班	県地域福祉課・県健康福祉部企画管理室
	福祉関係施設の被害状況報告	住民福祉部救護厚生班	県地域福祉課・県健康福祉部企画管理室（他課所掌施設を除く施設） 県障害福祉課（生涯福祉施設関係） 県長寿社会課（高齢福祉施設関係） 県子育て支援課・こども家庭課（児童福祉施設関係）
	医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害状況報告	住民福祉部救護厚生班 建設環境部環境整備班	保健所 県景観・環境総合センター
	水道施設被害状況報告	水道部水道班	県地域政策課
	農業関係被害状況報告	建設環境部建設産業班	農林振興事務所
	農地、農業用施設被害状況報告	建設環境部建設産業班	県農村振興課及び農林振興事務所
	商工関係被害状況報告	建設環境部建設産業班	県地域産業課・県産業政策課・企業立地推進課
	公共土木施設被害状況報告	建設環境部建設産業班	県公園緑地課・県下水道課及び土木事務所
	都市施設被害状況報告	建設環境部建設産業班	県所管課
	文教関係施設被害状況報告	教育委員会教育班	県教育委員会企画管理室（町立学校等）・県教育委員会文化財保存課

3-11 防災関係機関連絡先（ライフライン等連絡先）

平成27年1月1日現在

名称	所在地	代表番号
関西電力（株）高田営業所	奈良県大和高田市東中2丁目1-1	0745-53-1131
NTT西日本（株）奈良支店設備部災害対策担当	奈良県奈良市下三条町1-1	0742-23-9517
奈良交通（株）葛城営業所	奈良県葛城市忍海50	0745-63-2501
近畿日本鉄道（株）下市口駅	奈良県吉野郡大淀町下湊875	0747-52-2422

3-12 災害広報文例

【広報上の注意事項】

- 1 災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくらないう、広報車、奈良県防災行政通信ネットワークシステム、町防災行政無線、大淀あらかしテレビ、職員巡回等あらゆる手段を用いて、住民に正確な情報を早く提供する。
- 2 災害発生直後には、広報項目が多いため、状況に応じ情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。
- 3 広報の頭には必ず「こちらは大淀町災害対策本部です。」により放送を開始し、最後は、「以上、大淀町災害対策本部です。」で終わる。
- 4 広報は、3回繰り返すことをもって1セットとして使用する。

地震災害

〔文例1-1〕地震発生後2時間以内の場合

- こちらは大淀町です。大淀町では、先程の地震により災害対策本部が設置し応急対策に取り組むことになりましたのでお知らせします。

《応急対策広報》

- こちらは大淀町災害対策本部です。皆さん怪我はありませんでしたか。
 - ・倒壊した建物等の下敷きになっている人があれば、ご近所の方と協力して救出をお願いします。
 - ・怪我をされた方はおられませんか。もしも、怪我をされた方があれば〇〇病院、〇〇医院で応急救置を行っておりますので治療を受けてください。
 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……………

《地震情報》

- こちらは大淀町災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
 - ・余震は、まだ続いております。余震は本震ほど強くはありませんが、十分に注意してください。
 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……………

《一般広報》

●こちらは大淀町災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。

- ・余震により倒壊のおそれのある建物には、立ち入らないようにしてください。
- ・ガラスの破片などで怪我をしないよう、スリッパや靴をはいてください。
- ・建物のまわりはガラスや壁、看板などが落ちてくる危険があります。注意してください。
- ・壊れた建物の側や狭い路地を通るときは屋根瓦やブロック塀に注意し、なるべく道路の中央を歩いてください。
- ・垂れ下がった電線は危険です。絶対に触れないようにしてください。
- ・避難する場合や、やむをえず外出される場合には、行き先が分かるよう、玄関先に連絡場所等が分かるメモを貼っておいてください。
- ・地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火がないか落ちていてまわりを点検してください。
- ・ガス漏れがないか確認してください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発の恐れがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- ・緊急電話がつながりにくくなっています。緊急でない電話はしばらく我慢をしてください。
- ・地震により受話器が外れたままになっていませんか。今一度確かめてください。
- ・水道水が使えるようであれば水はできるだけ確保しておいてください。
- ・水洗トイレのタンク内の水も飲み水や料理に使用することができます。流さないようにしてください。
- ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
- ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また他人にも伝えないでください。
- ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・車を放置される場合は、道路の左側に寄せて、鍵はつけたままにしておいてください。
- ・区の役員やリーダーの方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始してください。また、地域の人は区の役員やリーダーの方々の指示に従うとともに協力をお願いします。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

〔文例 1－2〕地震発生後 2 時間～ 6 時間の場合

《応急対策広報》

●こちらは大淀町災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。

- ・怪我人はいないか確認をしてください。もしも、怪我をされた方があれば〇〇病院、〇〇医院、〇〇救護所で応急処置を行っておりますので治療を受けてください。
- ・これまでに分かった大淀町の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
- ・大淀町の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。

- ・今回の地震で被害が集中している地域は〇〇です。
 - ・現在、町内の電気、水道は全て供給を停止しています。復旧は〇〇頃になる予定です。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

《地震情報》

- こちらは大淀町災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・今後、震度〇程度の余震があるかもしれません。余震は本震ほど強くありませんが、十分に注意をしてください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

《一般広報》

- こちらは大淀町災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
 - ・小さい子供さんがおられる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
 - ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・ご近所の方々に助けを必要とする人がおられたら手伝ってあげてください。
 - ・水は無駄に使用しないでください。
 - ・緊急電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えないでください。
 - ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発の恐れがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例 1－3] 地震発生後 6 時間以降の場合

《応急対策広報》

- こちらは大淀町災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。
 - ・〇〇地区では、〇〇〇〇が避難所として開設されました。避難をする人はこの施設を利用してください。
 - ・これまでに分かった大淀町の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
 - ・大淀町の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
 - ・今回の地震で集中している地域は〇〇です。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

《地震情報》

●こちらは大淀町災害対策本部です。地震情報をお知らせします。

- ・今後、震度〇程度の余震があるかもしれません。余震は本震ほど強くありませんが、十分に注意をしてください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

《一般広報》

●こちらは大淀町災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。

- ・小さい子供さんがおられる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
- ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
- ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありませんか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
- ・ご近所の方々に助けを必要とする人があれば手伝ってあげてください。
- ・水は無駄に使用しないでください。
- ・緊急電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
- ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
- ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
- ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
- ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えないでください。
- ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発の恐れがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例2] 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

●緊急放送。緊急放送。こちらは大淀町災害対策本部です。火災情報をお知らせします。

- ・〇〇町〇丁目周辺で火災が発生しました。
- ・火災は〇〇方向に燃え広がっていますので、避難の準備をしてください。
(〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。)
- ・飛び火には十分注意をしてください。
- ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇〇〇へ早めに避難してください。
- ・火の元を消してください。
- ・避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

《避難勧告・指示》

●緊急放送。緊急放送。こちらは大淀町災害対策本部です。

- ・避難勧告（指示）が出されました。〇〇地域の方は全員避難してください。
- ・現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇方面の方は避難してください。
- ・火災はさらに広がるもようです。避難所である〇〇〇〇へ早めに避難してください。

なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

（住民の避難が完了するまで繰り返すこと）

[文例3] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示の伝達

《避難勧告・指示》

●緊急放送。緊急放送。こちらは大淀町災害対策本部です。崖くずれに関する情報をお知らせします。

- ・〇〇地区は、崖くずれのため危険となり避難勧告（指示）が出されたので、〇〇地域の方は全員避難してください。
- ・避難勧告（指示）が出されました。〇〇（小学校、コミュニティセンター等）へ避難してください。

なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

（住民の避難が完了するまで繰り返すこと）

[文例4] 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

●こちらは大淀町災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。

- ・堤防の決壊によって、〇〇町付近は危険な状態になってきておりますので、避難の準備をしてください。
- ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、コミュニティセンター等）へ早めに避難してください。
- ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。
- ・火の元を消してください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

《避難勧告・指示》

●緊急放送。緊急放送。こちらは大淀町災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。

- ・この地区は水害の恐れがあるため避難勧告（指示）が出されました。〇〇地域の方は全員避難してください。
- ・避難勧告（指示）が出されました。〇〇（小学校、コミュニティセンター等）へ避難してください。

さい。

- ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。

なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例 5] 災害相談窓口の開設状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。災害相談窓口の開設状況についてお知らせします。

- ・災害相談窓口は、役場 1 階フロアーに設置しました。
- ・災害相談窓口では、行方が分からなくなった家族や知人の搜索の受付を行うほか、災害対策本部が確認している各種の情報提供を行っております。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例 6] 安心情報の伝達

- こちらは大淀町災害対策本部です。現在把握している安心情報をお知らせします。

- ・〇〇地区では、半壊以上の被害はでておりません。
- ・町立〇〇（保育所、幼稚園、小学校、中学校）の園児、児童、生徒は全員無事との報告が入ってきておりますので安心してください。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
- ・町立〇〇（保育所、幼稚園、小学校、中学校）では数人の怪我人が出ておりますが、いずれも軽傷ですので安心してください。
- ・町立〇〇小学校、〇〇中学校は、学校への延焼火災が心配されておりましたが、現在はその恐れはなくなりました。
- ・〇〇会社の〇〇工場（事務所）は、従業員（社員）全員の無事が確認されましたので安心してください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例 7] 道路状況と交通規制

- こちらは大淀町災害対策本部です。道路交通情報をお知らせします。

- ・現在、町内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。住民の皆さん、車は使用しないでください。
- ・現在、大淀町内の道路のうち〇〇（線、通り）は〇〇〇〇のため通行が禁止されております。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例 8] 公共交通機関の運行状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。交通機関の運行状況をお知らせします。

- ・現在、近鉄電車・バス等の交通機関は、地震のためすべて運転を中止しております。
- ・各交通機関では、路線等の点検を行っておりますが、運転再開の見通しはたっておりません。
- ・運転見通しや運行状況については、テレビやラジオから情報を得てください。

・現在、〇〇線の全区間、〇〇線の〇〇と〇〇の間で運転が再開されました。
以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例9] 避難所の開設状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。避難所の開設状況についてお知らせします。
 - ・大淀町では、〇〇小学校、〇〇コミュニティセンターを避難所として開設いたしました。被災された方は最寄りの避難所に避難してください。
 - ・避難所には災害相談窓口を開設しております。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例10] 救護所の開設状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。救護所の開設状況についてお知らせします。
 - ・ケガをされた方のため、救護所を〇〇小学校、〇〇中学校に開設しております。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例11] 応急給水の供給状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。応急給水の供給状況についてお知らせします。
 - ・現在、町内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は断水しています。
 - ・町では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公園において〇〇時より飲み水を配る予定をしていますので、被災された方は容器をもって取りにきてください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例12] 水利用にあたっての住民への協力要請

- こちらは大淀町災害対策本部です。水の利用の注意事項についてお知らせします。
 - ・水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめてください。
 - ・長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んでください。
 - ・蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用してください。
 - ・底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
 - ・水洗トイレのタンクの水も、飲み水になります。飲み水を確保するため、トイレの水は流さないでください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例13] 食料等の供給状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。食料等の供給状況についてお知らせします。
 - ・〇〇地域の皆さんには、〇〇小学校・〇〇中学校において〇〇時より食料（毛布）などを配る予定をしています。被災された方は区などを通じて取りにきてください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例14] ごみ・し尿の収集状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。ごみ（し尿）の収集状況についてお知らせします。

- ・現在、消火活動等のため、町内全域でごみ（し尿）の収集作業を中止しています。
- ・〇〇地域については、〇ごみ（し尿）は、〇〇日頃に収集作業が再開される予定です。

なお、収集作業が開始されるまでは、燃やせるごみは各自で燃やすなど各家庭で、十分注意の上適切に処理してください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例15] 防犯・防火の広報

●こちらは大淀町災害対策本部です。住民の皆さんへ防犯・防火のお願いです。

- ・現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
- ・住民の皆さん、家の戸締まりや火の始末を必ず行ってください。
- ・夜の外出はなるべくやめましょう。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例16] 防疫・保健衛生の広報

●こちらは大淀町災害対策本部です。住民の皆さんに衛生上の注意事項をお知らせします。

- ・飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
- ・食中毒にならないよう、食品は必ず火を通したものを食べるようにしてください。
- ・熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。
- ・食中毒症状のときは、災害相談窓口などに連絡してください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例17] 学校等の再開状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。保育所、幼稚園、小学校、中学校の授業の再開についてお知らせします。

- ・〇〇保育所は〇〇日から、〇〇幼稚園は〇〇日から開園します。
- ・〇〇小学校は〇〇日から、〇〇中学校は、〇〇日から授業を再開します。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例18] 電気の復旧状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。電気の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、町内全域が停電しています。
- ・〇〇町、〇〇地域は〇〇日〇〇時頃、復旧する見込みです。
- ・〇〇町、〇〇地域を除き、〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
- ・現在、〇〇町、〇〇地区一帯が停電していますが、〇〇町、〇〇地区は〇〇日頃に、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例19] 水道の復旧状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、町内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
- ・現在、〇〇町、〇〇地区一帯が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例20] 電話の復旧状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、町内全域で電話が不通になっています。復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。
- ・現在、〇〇町、〇〇地区一帯で電話が不通になっています。〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
- ・電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇〇〇に臨時電話を設置しております。利用してください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例21] 道路の復旧状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。道路の復旧状況についてお知らせします。

- ・現在、〇〇通り、〇〇通り、………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋の流失）のため、不通になっております。
- ・〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込みです。
- ・運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例22] バスの運行状況

●こちらは大淀町災害対策本部です。バスの運行状況についてお知らせします。

- ・現在、町内を通行しているバスは、全て通行を中止しています。
- ・現在、町内で通行しているバスは、〇〇バスの〇〇行、〇〇行です。
- ・その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
- ・現在、運転を中止しているバスのうち、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込みです。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例23] 災害対策本部の設置

- こちらは大淀町です。大淀町では今回の台風により災害対策本部が設置され応急対策に取り組むことになりましたのでお知らせします。
 - ・〇〇月〇〇日、午後〇時〇〇分、町長は、台風〇〇号災害対策本部を役場２階に設置しました。
 - ・まず、避難所・床上浸水・床下浸水など被災者の救援を行います。
 - ・救援活動を行いながら、被害状況の調査を早急に行い、災害対策をたてます。
 - ・住民のみなさんのご協力をお願いします。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例24] 気象警報の発令

- こちらは大淀町災害対策本部です。気象警報についてお知らせします。
 - ・〇〇月〇〇日、午前〇時〇〇分、当地方に暴風雨警報が発令されました。
 - ・全域で〇〇日昼過ぎから風が非常に強くなり大雨のおそれもあります。
 - ・暴風に厳重に警戒し、土砂災害、河川増水にも注意してください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例25] 町内の災害状況

- こちらは大淀町災害対策本部です。町内の災害状況についてお知らせします。
 - ・台風〇〇号による町内の被害状況等をお知らせします。
(道路河川情報など列挙する。)
 - ・台風〇〇号の大雨で、河川増水による床上、床下浸水、崖崩れによる道路通行止めなど町内各地に大きな被害が出ております。
 - ・幸い負傷者など人的な被害はありません。
(道路河川情報など列挙する。)
 - ・県道〇〇線の□□峠が制限雨量を超えたため通行止め
 - ・国道〇号□□橋が警戒雨量となったため通行止め
 - ・町道〇〇線□□町地内の道路が冠水のため通行止め
(公共交通)
 - ・近鉄線は〇〇駅付近の土砂くずれにより列車運行が見合わされております。
 - ・〇〇バス、□□行き、△△行きともに大雨により運休です。
(共通)
 - ・今後もテレビ・ラジオによる台風情報に気をつけてください。
- 以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。……

[文例26] 避難準備情報の発表

- こちらは大淀町災害対策本部です。避難準備情報についてお知らせします。
- ・ただ今、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に対して避難準備情報を出しました。

- ・昨夜からの大雨で、□□川の水位がはん濫注意断水位を超えました。
- ・お年寄りや体の不自由な方は、直ちに指定の「指定緊急避難場所」へ避難してください。
- ・その他の方は、最寄りの「指定緊急避難場所」に避難できるよう準備を始めてください。
- ・〇〇地区以外の方も、今後の雨量の状況等に十分ご注意ください。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例27] 避難勧告の発令

●こちらは大淀町災害対策本部です。避難勧告についてお知らせします。

- ・ただ今、〇〇時〇〇分に、□□地区、△△地区に対して避難勧告を出しました。
- ・昨夜からの大雨で、□□川の水位が避難判断水位に達しました。
- ・堤防が決壊した場合、□□地区、△△地区では床上浸水が想定されます。
- ・□□地区の方は「□□小学校」に、△△地区の方は「△△コミュニティセンター」に、落ち着いて、避難してください。

【緊急性が高い場合】「避難が間に合わない場合や、屋外に出ることが危険な場合は、自宅または近隣高層建物の2階以上に避難してください。」

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

[文例28] 避難指示の発令

●こちらは大淀町災害対策本部です。避難指示についてお知らせします。

- ・ただ今、〇〇時〇〇分に、□□地区、△△地区に対して避難指示を出しました。
- ・昨夜からの大雨で、〇〇川の水位が避難判断水位を超えて、危険な状態となっております。
- ・堤防が決壊した場合、□□地区、△△地区では床上浸水が想定されます。
- ・□□地区の方は「□□小学校」に、△△地区の方は「△△コミュニティセンター」に、すぐに避難してください。

【緊急性が高い場合】「避難が間に合わない場合や、屋外に出ることが危険な場合は、自宅または近隣高層建物の2階以上に避難してください。」

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

大規模事故等災害発生

[文例29] 危険物車両の事故

●こちらは大淀町災害対策本部です。危険物車両の事故についてお知らせします。

- ・〇〇月〇〇日、午前〇時〇〇分、国道〇号□□橋でトレーラーの横転事故がありました。幸い、運転手は軽傷でしたが、積載されている灯油と、トレーラーの燃料タンクから軽油の流出の恐れがあります。
- ・このため、役場に災害対策本部を設けました。
- ・現在のところ、積載されている灯油、燃料タンクからの軽油の漏れはありません。
- ・今後、新たな情報がありましたらお知らせします。

以上、大淀町災害対策本部です。くりかえしてお知らせします。………

4. 応援・協定関係

4-1 災害協定一覧表

平成26年12月1日現在

協定名	協定の内容	協定の締結団体名	締結年月日
大規模災害における 応急対策業務に関する協定書	道路、河川・池沼等、 公共施設の機能の確保 及び回復並びに町民の 安全確保に関する協力	大淀町、財団法人奈良県建設業 協会吉野支部	平成18年7月10日
災害時における大淀町と 下市郵便局・大淀町内郵便局 との相互協力に関する覚書	災害情報の相互提供等の 相互協力	大淀町長、下市郵便局長、大淀 下湊郵便局長、大淀越部郵便局 長、六田郵便局長	平成11年12月21日
奈良県防災ヘリコプター 応援協定	奈良県防災ヘリコプターの 応援	奈良県知事、各市町村等の長	平成11年4月1日
奈良県水道災害相互 応援に関する協定	水道災害の相互応援	奈良県知事、各市町村長、日本 水道協会奈良県支部長奈良市 長、奈良県簡易水道協会会長室生 村長	平成15年6月2日

4-2 消防相互応援協定一覧表

平成26年12月1日現在

協定名	協定の内容	協定の締結団体名	締結年月日
御所市と大淀町との 間の消防相互応援に関する 協定書	火災救急救助	大淀町、御所市	昭和51年4月1日
奈良県消防広域相互 応援協定	火災救急救助	奈良市、生駒市、 奈良県広域消防組合 (旧山辺広域行政事務組合、桜 井市、五修市、大和郡山市、西 和消防組合、宇陀広域消防組合、 葛城市、吉野広域行政組合、中 和広域消防組合、中吉野広域消 防組合、香芝・広陵消防組)	平成8年5月7日

4－3 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等

対象作業	命令 区分	根拠法律	執行者	従事対象者
災害応急対策 作業（全般）	従事 命令	災害対策基本法 第65条第1項	町 長	町区域内に居住又は、応急措置を 実施すべき現場にある者
		同 第2項	警 察 官	
		同 第3項	自 衛 官	
災害救助作業 （災害救助法 適用救助）	従事 命令	災害救助法 第24条	県 知 事	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者、その従業 者 6 鉄道事業者、その従業者 7 自動車運送事業者、その従業者
	協力 命令	同 第25条		
災害応急対策 作業（災害救 助法適用救助 等を除く応急 措置）	従事 命令	災害対策基本法 第71条	県知事、委任 を受けた町長	
	協力 命令			
消防作業	従事 命令	消防法 第29条第5項	消 防 吏 員 消 防 団 員	火災の現場付近にある者
水防作業	従事 命令	水防法 第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長	区域内に居住する者又は水防の現 場にある者
災害応急対策 作業（全般）	従事 命令	警察官職務執行法 第4条第1項	警 察 官	その場に居合わせた者、その事物 の管理者、その他

5. 消防・水防関係

5-1 消防力の現況

消防ポンプ自動車一覧表

平成26年12月1日現在

○消防ポンプ自動車（緊急自動車）

分団名	種類	ポンプ性能	総重量	購入日	消火栓数	防火水槽
第1分団	CD-1型	A-2級	3880kg	平成 8年 2月 28日	33基	12基
第2分団	CD-1型	A-2級	4100kg	平成16年12月 7日	38基	9基
第3分団	水槽付	A-2級	7105kg	平成 7年11月 6日	99基	11基
第4分団	水槽付	A-2級	7585kg	平成24年 5月 24日	110基	22基
第5分団	水槽付	A-2級	6755kg	昭和59年 8月 7日	72基	21基
	水槽付	A-2級	7175kg	平成19年 3月 30日		
第6分団	CD-1型	A-2級	3910kg	平成 6年12月14日	58基	21基
第7分団	CD-1型	A-2級	4040kg	平成16年 2月 24日	25基	5基
第8分団	CD-1型	A-2級	3880kg	平成 8年 3月 6日	22基	8基
第9分団	CD-1型	A-2級	4070kg	平成16年 2月 24日	19基	2基

○可搬式ポンプ積載車（軽四 緊急自動車）

分団名	種類	購入日	積載可搬式ポンプ
第2分団	積載車	平成16年12月10日	ポンプ性能 B-2級 購入日 平成16年
第5分団	積載車	平成12年11月22日	ポンプ性能 B-2級 購入日 平成12年
第6分団	積載車	平成19年 3月 29日	ポンプ性能 B-2級 購入日 平成19年
学園前自衛消防隊	積載車	平成16年12月10日	ポンプ性能 B-2級 購入日 平成16年

○指令車（軽四 緊急自動車）

区分	種類	購入日	備考
役 場	指令車	平成23年10月28日	

○運搬車（軽四 普通車）

分団名	種類	導入日	備考
第7分団	運搬車	平成 7年 2月 9日	第7分団より平成 8年 5月10日町へ寄贈
第8分団	運搬車	平成12年 2月16日	第8分団より平成12年 2月16日町へ寄贈

○可搬式ポンプ

分団名	ポンプ性能	購入日
第 1 分団	C－1 級	平成 8 年度
第 3 分団	B－3 級	平成 9 年度
第 4 分団	B－3 級	平成12年度
第 7 分団	C－1 級	平成23年度
第 8 分団	C－1 級	平成 7 年度
第 9 分団	C－1 級	平成23年度
比曽婦人消防隊	D－1 級	昭和59年度

5－2 大淀町消防団の現況

平成26年12月1日現在

消防分団管轄表

大字名	管轄分団	備考
中増・西増・増口・出口	第1分団	ポンプ庫電話 07463-2-1156
比曽・馬佐	第2分団	
北六田・北野・新野	第3分団	ポンプ庫電話 07463-2-0950
越部・土田・南大和・桧垣本・吉野平・畑屋・芦原・持尾・矢走	第4分団	
新町・岡崎・西町・つつじヶ丘・香梨台・高見台・車坂町	第5分団	ポンプ庫電話 0747-52-2790
北町1, 2, 3・学園前	第6分団	ポンプ庫電話 0747-52-7351
今木・大岩・鉾立・岩壺	第7分団	ポンプ庫電話 0745-67-0051
佐名伝・大阿太グリーンポリス	第8分団	
薬水・福神	第9分団	

消防団区域及び組織

名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	4					14	19
第1分団			1	1	1	7	20	30
第2分団			1	1	1	7	25	35
第3分団			1	1	1	7	20	30
第4分団			1	1	1	7	25	35
第5分団			1	1	1	7	30	40
第6分団			1	1	1	7	20	30
第7分団			1	1	1	7	20	30
第8分団			1	1	1	7	20	30
第9分団			1	1	1	7	20	30

5－3 水防倉庫一覧

水防資材備蓄数（県分）

平成26年度奈良県水防計画（平成26年1月1日現在）

品目 土木事務所	土のう用袋（袋）	杭		シート又はむしろ（枚）	縄（巻）	鉄線（kg）	釘（kg）	スコップ（丁）	ツルハシ（丁）	くわ（丁）	かま（丁）	なた（丁）	のこぎり（丁）	かけや（丁）	ペンチ（丁）	金槌（丁）
		木杭（本）	鉄杭（本）													
吉野	24,000	750	250	120	20	500	250	30	15	20	20	10	15	10	10	5

水防資材備蓄数（市町村分）

平成26年度奈良県水防計画（平成26年1月1日現在）

事務所名 市町村名	種類	袋類	杭	シート	むしろ	縄巻	丸太	板類	鉄棒	釘	かすがい	蛇籠	スコップ	つるはし	とびくち	くわ	かま	なた	のこぎり	かけや	ペンチ	金槌	懐中電灯
		袋	本	枚	枚	m	本	枚	kg	kg	kg	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	個
吉野	大淀町	5,000	20	50						20			10	5		3	10	2	3	5	10	5	30

6. 自主防災関係

6-1 自主防災組織一覧表

平成26年12月1日現在

番号	自主防災組織名	組織設立年月日	H26. 12. 1	
			世帯数	人口
1	出口区自主防災会	H17. 4. 1	14	28
2	大岩区自主防災会	H17. 10. 10	24	61
3	岩壺区自主防災会	H17. 11. 7	27	79
4	佐名伝自治会自主防災会	H18. 1. 1	123	374
5	鉾立区自主防災会	H18. 1. 4	6	15
6	西増区自主防災会	H18. 2. 1	74	221
7	今木区自主防災会	H18. 2. 1	138	377
8	西町四丁目自主防災会	H18. 3. 1	65	130
9	中越部区自主防災会	H18. 4. 1	41	116
10	矢走区自主防災会	H18. 4. 1	32	100
11	北町2丁目区自主防災会	H18. 4. 1	202	479
12	上比曽区自主防災会	H18. 4. 1	70	207
13	桧垣本金吾町区自主防災会	H18. 4. 1	101	273
14	馬佐区自主防災会	H18. 4. 1	86	206
15	中増区自主防災会	H18. 4. 1	126	367
16	口越部区自主防災会	H18. 4. 1	212	547
17	大阿太グリーンポリス区自主防災会	H18. 4. 4	37	80
18	学園前区自主防災会	H18. 5. 1	85	181
19	北町3丁目区自主防災会	H18. 5. 1	285	649
20	芦原区自主防災会	H18. 6. 1	39	112
21	車坂区自主防災会	H18. 7. 1	197	544
22	新町3丁目区自主防災会	H18. 7. 9	53	113
23	新町2丁目区自主防災会	H18. 9. 1	53	102
24	西町1丁目区自主防災会	H18. 9. 1	42	98
25	花吉野ガーデンヒルズ自主防災会	H18. 9. 30	323	1, 040
26	南大和防災会	H18. 10. 1	612	1, 788
27	口桧垣本区自主防災会	H18. 12. 1	247	571
28	大淀町薬水区自主防災会	H19. 1. 1	146	402
29	奥越部区自主防災会	H19. 2. 27	70	177
30	北六田区自主防災会	H19. 4. 1	86	199
31	北野区自主防災会	H19. 4. 1	1, 346	3, 794
32	新野区自主防災会	H19. 4. 1	95	190
33	土田区自主防災会	H19. 4. 1	381	974
34	上桧垣本区自主防災会	H19. 4. 1	252	630

番号	自主防災組織名	組織設立年月日	H26. 12. 1	
			世帯数	人口
35	岡崎2丁目区自主防災会	H19. 4. 1	23	48
36	畑屋区自主防災会	H19. 7. 1	21	56
37	西町6丁目区自主防災会	H19. 11. 1	144	370
38	増口区自主防災会	H20. 4. 1	70	168
39	新一自主防災会	H20. 11. 10	48	106
40	香梨台区自主防災会	H23. 6. 19	27	67
41	つつじヶ丘自主防災会	H24. 5. 13	101	195
42	高見台区自主防災会	H24. 9. 30	66	176
43	下渚西町五丁目区自主防災会	H24. 10. 10	79	189
44	吉野平区自主防災会	H25. 1. 6	371	998
	合 計		6, 640	17, 597

7. 医療関係

7-1 町内医療機関一覧

①医療機関

平成26年12月 1 日現在

名称	所在地	診療科目
岩診療所	大淀町大字北野80-6	内科／外科／脳神経外科／放射線科／麻酔科
オクタ整形外科医院	大淀町大字下湊81-3	外科／整形外科／放射線科／リウマチ科／リハビリテーション科
ごいちクリニック	大淀町大字北野1913-6	内科／消化器科／循環器科／呼吸器科
田仲医院	大淀町大字下湊54-3	内科／消化器科／循環器科／小児科／放射線科
中辻医院	大淀町大字桧垣本104-2	内科／泌尿器科／整形外科／リハビリテーション科
仲西整形外科	大淀町大字新野71-1	整形外科／リウマチ科／リハビリテーション科
トミークリニック	大淀町大字矢走666-6	整形外科／内科／放射線科／リハビリテーション科
みぞかみ内科	大淀町大字土田321-1	内科／消化器内科
ますだクリニック北野	大淀町大字北野123-10	内科／皮膚科
美吉野園診療所	大淀町大字下湊629	内科／整形外科／精神科
町立大淀病院	大淀町大字下湊353-1	内科／小児科／外科／整形外科／脳神経外科／皮膚科／婦人科／眼科／耳鼻咽喉科／放射線科
弘仁会南和病院	大淀町大字福神1-181	内科／胃腸科／外科／整形外科／肛門科／リハビリテーション科／麻酔科
今西歯科医院	大淀町大字下湊96	歯科
今元歯科医院	大淀町大字下湊195-1	歯科
おおかわ歯科医院	大淀町大字桧垣本125-90	歯科
うえむら歯科医院	大淀町大字桧垣本1677-1	歯科
岡下歯科医院	大淀町大字下湊908-1	歯科／矯正歯科／小児歯科／歯科口腔外科
尾上歯科医院	大淀町大字新野241-1	歯科
木下歯科医院	大淀町大字下湊74-1	歯科

②薬局

平成26年12月 1 日現在

名称	所在地
あじさい薬局	大淀町大字下湊 3 4 5 - 2
うちの薬局大淀店	大淀町大字下湊 8 1 - 4
おおよど薬局	大淀町大字下湊 3 5 9 - 1 0
キリン堂薬局大淀店	大淀町大字新野 6 8 - 1
クボ薬局	大淀町大字下湊 1 5 3 - 1
さくら薬局大淀	大淀町大字下湊 3 7 6 - 1
ジャパンファーマシー薬局大淀店	大淀町大字下湊 3 5 8
にしわき薬局しん町店	大淀町大字下湊 9 3 3
プラス薬局北野店	大淀町大字北野 1 9 1 3 - 1 5

7 - 2 患者収容施設一覧表

(平成26年12月1日現在)

管轄	病院名	開設者名	管理者名	住所
吉野保健所	大淀町立 大淀病院	大淀町	川野貴弘	〒638-8521 吉野郡大淀町下湊353-1

電話番号	診療科目	許可病床数						備考
		一般	療養	精神	結核	感染症	総数	
0747-52-8801	内、外、整、婦、 眼、耳、脳、放、 小、皮、	275					275	救急告示

8. 指定避難所関係

8-1 「指定緊急避難場所」および「指定避難所」一覧表

No	地区名	風水害時	震災時
1	中増	旧第一小学校体育館、大淀東部幼稚園	大淀東部幼稚園
2	西増	旧第一小学校体育館、大淀東部幼稚園	大淀東部幼稚園
3	増口	旧第一小学校体育館、大淀東部幼稚園	増口コミュニティーセンター
4	出口	旭ヶ丘総合センター	旭ヶ丘総合センター
5	比曽	旭ヶ丘総合センター	旭ヶ丘総合センター
6	上比曽	旭ヶ丘総合センター	旭ヶ丘総合センター
7	北六田	旧旭ヶ丘小学校体育館	大淀希望ヶ丘小学校(※)
8	北野	大淀希望ヶ丘小学校(※)	大淀希望ヶ丘小学校(※)
9	新野	大淀希望ヶ丘小学校(※)	大淀希望ヶ丘小学校(※)
10	馬佐	公民館馬佐分館	公民館馬佐分館
11	口越部	大淀緑ヶ丘小学校(※)	大淀緑ヶ丘小学校(※)
12	中越部	大淀緑ヶ丘小学校(※)	大淀緑ヶ丘小学校(※)
13	奥越部	奥越部老人憩いの家	奥越部老人憩いの家
14	土田	大淀緑ヶ丘小学校(※)	大淀緑ヶ丘小学校(※)
15	南大和	公民館南大和北分館 公民館南大和分館	公民館南大和分館 公民館南大和北分館
16	口桧垣本	大淀中学校(※)	大淀中学校(※)
17	上桧垣本	文化会館	文化会館
18	吉野平	公民館吉野平分館	公民館吉野平分館
19	金吾町	金吾町北郷コミュニティセンター	金吾町北郷コミュニティセンター
20	畑屋	金吾町北郷コミュニティセンター	金吾町北郷コミュニティセンター
21	持尾	吉野路大淀 i センター	吉野路大淀 i センター
22	矢走	矢走老人憩いの家	矢走老人憩いの家
23	芦原	吉野路大淀 i センター	吉野路大淀 i センター
24	新町 1 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
25	新町 2 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
26	新町 3 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
27	岡崎 1 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
28	岡崎 2 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
29	岡崎 3 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
30	西町 1 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
31	西町 2 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
32	西町 3 丁目	大淀桜ヶ丘小学校(※)	大淀桜ヶ丘小学校(※)
33	西町 4 丁目	公民館西町4丁目分館	大淀桜ヶ丘小学校(※)

34	西町 5 丁目	県立大淀養護学校体育館	西町5丁目コミュニティセンター
35	西町 6 丁目	県立大淀養護学校体育館	県立大淀養護学校体育館
36	香梨台	公民館香梨台分館	公民館香梨台分館
37	車坂町	公民館車坂分館	県立大淀養護学校体育館
38	高見台	高見台コミュニティセンター	高見台コミュニティセンター
39	つつじヶ丘	公民館車坂分館	県立大淀養護学校体育館
40	北町 1 丁目	桜ヶ丘総合センター	桜ヶ丘総合センター
41	北町 2 丁目	桜ヶ丘総合センター	桜ヶ丘総合センター
42	北町 3 丁目	第1保育所	第 1 保育所
43	北町学園前	桜ヶ丘総合センター	桜ヶ丘総合センター
44	岩壺	平畑体育館	岩壺老人憩いの家
45	鉾立	鉾立コミュニティセンター	鉾立コミュニティセンター
46	大岩	公民館大岩分館	公民館大岩分館
47	今木	大淀西部幼稚園	大淀西部幼稚園
48	薬水	薬水コミュニティーセンター	薬水コミュニティセンター
49	佐名伝	佐名伝公民館	佐名伝公民館
50	大阿太グリーンポリス	佐名伝公民館	グリーンポリス老人憩いの家
51	花吉野ガーデンヒルズ	花吉野ガーデンヒルズ第2分館	花吉野ガーデンヒルズ第2分館 花吉野ガーデンヒルズ分館

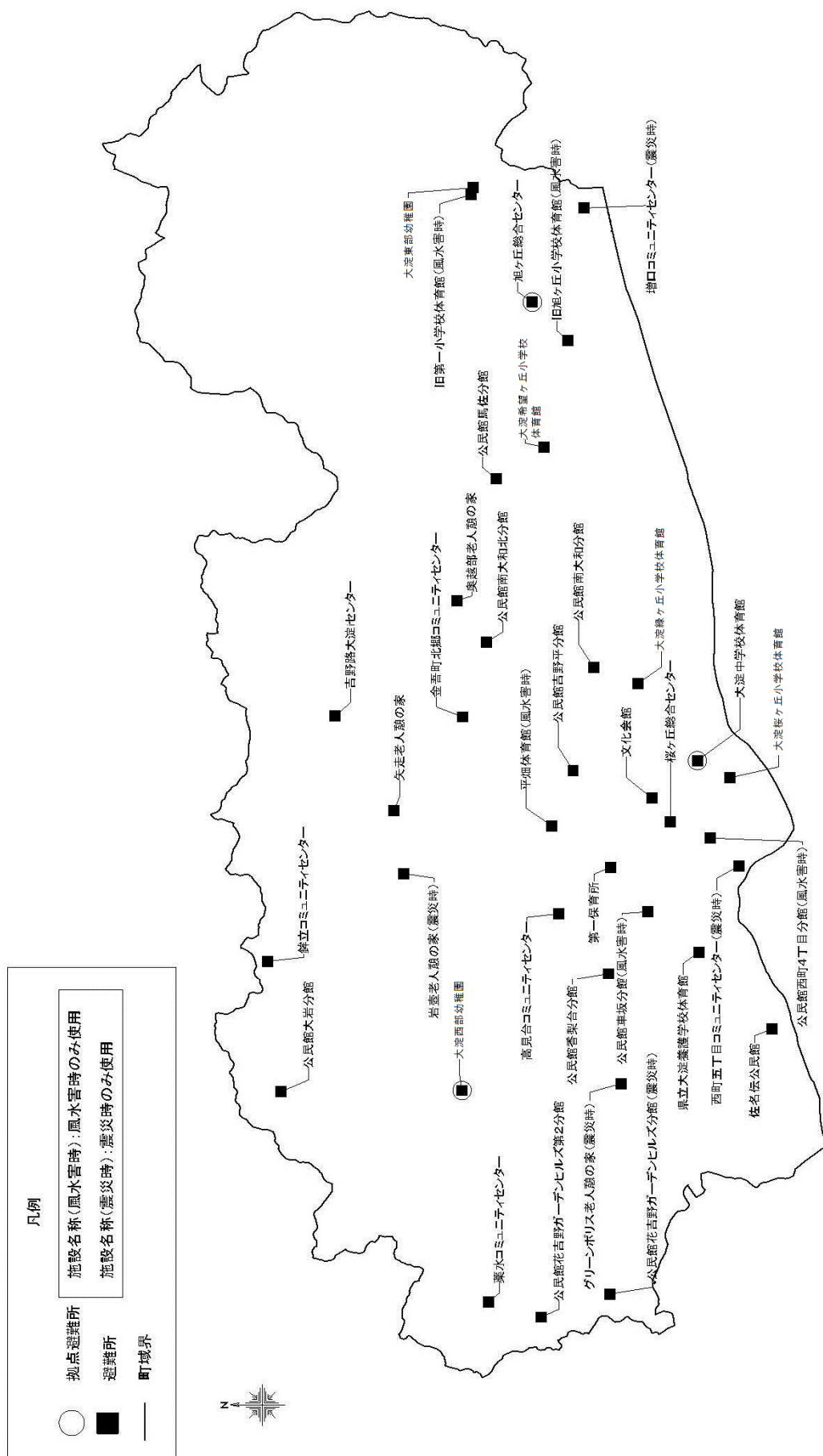
※小学校、中学校については、指定緊急避難場所は「運動場および体育館」、指定避難所は「体育館」とします。

(注) すべての施設において、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねています。

8-2 福祉避難所一覧表

平成〇年〇月〇日現在

施設名	所在地	TEL/fax	管理責任者	耐震化の状況	浸水想定区域



9. 交通規制・緊急輸送関係

9-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表

消防防災ヘリコプター飛行場外離着陸場

番号	名称	所在地	北緯	東経	長さ（m）×幅（m）
88	平畑サッカー場	大淀町桧垣本2445番地の43	34° 23' 50"	135° 47' 11"	20×20
89	リバーパーク	大淀町桧垣本河川敷	34° 23' 09"	135° 47' 52"	20×20

自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

平成23年度奈良県地域防災計画資料

名称	所在地	面積 (m ²)	標高 (m)	市町村庁舎 との距離 (m)	水利状況		ヘリ利用可能状況			
							OH 6 離着陸	UH 1		消火剤吊上 の場合の条件等
					種類	容量・能力		離着陸	消火剤吊上※	
大淀中学校	大淀町桧垣本	12,000	160	150	(プール 消火栓	453m ³ φ75mm3.0m ³ /分	◎2機	◎1機	○1機	
大淀緑ヶ丘小 学校	大淀町土田	8,000	160	250	(消火栓	φ75mm3.0m ³ /分	◎3機	◎2機	×	

(注) 1 「ヘリ利用可能状況」欄のうち、OH 6は小型ヘリコプターを、UH 1は中型ヘリコプターをいい、◎は適地、○は条件つき適地、×は不適地を示す。

2 ※印箇所は、面積、体積等から白紙的に判定したものである。

10. 飲料水・食料・物資関係

10-1 上水道施設・能力等

平成26年12月1日現在

施設名	所在地	施設概要
桜ヶ丘浄水場	大淀町下湊961	計画1日最大取水量：15,300m ³

10-2 応急給水用資機材の現況

応急給水用機械器具の保有状況（水道事業・用水供給事業体）

平成26年12月1日現在

水道事業体名	給水機材				
大淀町水道部 連絡先 課名：給水課 Tel：0747-52-0137 fax：0747-52-0138	給水車（自：自然流下，圧加圧式）				
	2.0 t	1.5 t	1.0 t	0.5 t	その他（計）
	—	—	—	—	—
	可搬式給水タンク（P：ポリ，A：アルミ，S：ステンレス）				
	2.0 t	1.5 t	1.0 t	0.5 t	その他（現計）
	1P	—	1A	—	—
	水中ポンプ				
	口径/出力/揚日/水量/台数				
	—				
	支援体制				
	応援給水支援（1班：2名1車体制）				
	可能（班）	人のみ		検討中	
	—	—		—	
	応急管理復旧（管工3名，監督，調整4名）				
	可能（班）	ジョイント		検討中	
	—	—		—	
	水道施設関係図書保有状況				
	図面サイズ	部数		保管場所	
				部内	

10-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

NO	分類	品名	数量
1	避難施設用品	毛布	300
2		クイックマット	50
3		集会用テント	3
4	救助用品	アルミG I ベッド	3

NO	分 類	品 名	数 量
5		担架	3
6	救急・衛生用品	多人数用救急箱	3
7	救急用器具	救急工具箱セット	5
8	救助用機器	発電機	3
9		ハロゲン投光機	3
10		投光機用三脚	3
11		コードリール	3
12	初期避難用品	非常用ローソク	20
13		防水シート	70
14		標識ロープ	5
15		トランジスタメガホン	5
16		防水懐中電灯	20

10-4 町内の給食施設

施設名	所在地	電話番号
大淀中学校	大淀町桧垣本1581	0747-52-4161
大淀緑ヶ丘小学校	大淀町土田365	0747-52-5975
大淀桜ヶ丘小学校	大淀町下淵959	0747-52-8756
大淀希望ヶ丘小学校	大淀町北野54-1	0746-32-1290

10-5 食料及び生活必需品の確保に関する協定業者

協定の名称	協定の締結団体名	協定年月日
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社 ライフコーポレーション	平成21年5月1日
災害時における物資の供給に関する協定	吉野ストアー 株式会社	平成21年5月1日
災害時における物資の供給に関する協定	奈良県農業協同組合	平成21年12月3日
災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラウエスト株式会社	平成23年8月4日

10-6 防疫用備蓄品の現況

災害時感染症対策用消毒薬等備蓄状況

平成21年度奈良県地域防災計画資料（平成21年2月1日現在）

災害時備蓄状況	通常時備蓄状況
消毒用車両1台	消毒用噴霧器3台、クレゾール（500ml）10本、クロール石灰1本

11. 要配慮者関係

11-1 要配慮者施設一覧表

平成26年12月1日現在

社会教育施設

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	大淀町中央公民館	下湊948	0747-52-1524	—	区域内	区域内 (~0.5)
2	大淀町新野地区公民館	新野347-1	0746-32-0169	—	区域内	—
3	大淀町口桧垣本地区公民館	桧垣本1514	0747-52-9567	—	—	—
4	大淀町上桧垣本地区公民館	桧垣本1706	0747-52-6914	—	—	—
5	大淀町土田地区公民館	土田79-1、80-1	0747-52-6915	—	—	—
6	大淀町佐名伝公民館	佐名伝303	0747-53-0038	区域内	—	区域内 (2.0~5.0)
7	大淀町公民館今木分館	今木301	0745-67-0963	区域内	—	—
8	大淀町公民館北六田分館	北六田2-6	0746-32-2163	区域内	—	—
9	大淀町公民館北野西分館	北野68-436	0746-32-1792	—	—	—
10	大淀町公民館北野東分館	北野68-514	0746-32-1791	—	—	—
11	大淀町公民館吉野平分館	桧垣本1010-326	0747-52-6923	—	—	—
12	大淀町公民館車坂分館	下湊626番地の22	0747-52-6924	—	—	—
13	杉本記念文化センター	増口525番地の9	0746-32-2489	—	—	—
14	大淀町公民館桜ヶ丘分館	下湊1310番地の1	0747-52-9292	—	—	—
15	大淀町下湊公民館	下湊906-1	0747-52-6428	—	—	区域内 (1.0~2.0)
16	大淀町公民館西町6丁目分館	下湊1640	0747-52-7546	—	区域内	—
17	大淀町公民館越部分館	越部1543-2	0747-52-7633	区域内	—	—

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
18	大淀町公民館馬佐分館	馬佐 6 6 4	0746-32-0018	区域内	—	—
19	大淀町公民館芦原分館	芦原 2 6 1	0747-52-4547	区域内	区域内	—
20	大淀町公民館西町 4 丁目分館	下湊 8 1 6	0747-52-6901	—	—	—
21	大淀町公民館大岩分館	大岩 5 8 9	0745-67-1339	—	—	—
22	大淀町公民館南大和分館	土田 5 0 7 - 5 9	0747-53-0176	—	—	—
23	大淀町公民館北野南分館	北野 1 5 - 1	0746-32-1793	—	—	—
24	大淀町公民館北野北分館	北野 6 8 - 5 1 5	0746-32-8301	—	—	—
25	大淀町公民館南大和北分館	土田 5 0 7 - 8 5 1	0747-52-9753	—	—	—
26	大淀町公民館香梨台分館	下湊 1 6 4 0 - 1 2 7	—	—	—	—
27	大淀町公民館土田緑ヶ丘分館	土田 4 5 8 - 7	—	—	—	—
28	大淀町公民館花吉野ガーデン ヒルズ分館	福神 2 番地の 8 9	0747-68-9087	—	—	—
29	大淀町公民館桜ヶ丘第 2 分館	桧垣本 2 0 9 3 番 地の 1 5 1	—	—	—	—
30	大淀町公民館北町 1 丁目分館	下湊 1 2 9 8 番地 の 1	0747-52-0496	—	—	—
31	大淀町公民館北町 3 丁目分館	下湊 1 3 5 6 番地 の 1	0747-52-1864	—	—	—
32	大淀町公民館北町学園前分館	下湊 1 0 8 7 番地 の 2 1	—	—	—	—
33	大淀町公民館車坂美吉野台分館	下湊 1 6 3 5 番地 の 4 1	—	—	—	—
34	大淀町公民館花吉野ガーデン ヒルズ第 2 分館	福神 4 番地の 1 2 0	0747-68-9022	—	—	—
35	平畑体育館	桧垣本 2 4 4 5 - 1 9	0747-52-6234	—	—	—
36	旭ヶ丘体育館	比曽 3 3 1 番地	0746-32-5189	—	—	—
37	桜ヶ丘体育館	下湊 1 2 9 9	0747-52-9911	—	—	—

コミュニティセンター

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	金吾町北郷コミュニティセンター	桧垣本 5 8 7	0747-53-0630	—	—	—
2	薬水コミュニティセンター	薬水 3 4 0 - 1	0747-52-5009	—	—	—
3	西町 5 丁目コミュニティセンター	下湊 3 7 0 - 2	0747-52-6025	—	—	区域内 (5.0～)
4	高見台コミュニティセンター	桧垣本 2 2 4 5 - 1 4 4	—	—	—	—
5	鉾立コミュニティセンター	鉾立 2 0 7 - 1	—	—	区域内	—
6	増口コミュニティセンター	増口 1 4 番地	—	—	—	(2.0～5.0)

学校施設

No.	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	大淀町立大淀中学校	桧垣本 1 5 8 1	0747-52-4161	—	—	—
2	大淀町立大淀緑ヶ丘小学校	土田 3 6 5	0747-52-5974	—	—	—
3	大淀町立大淀桜ヶ丘小学校	下湊 9 5 9	0747-52-8756	—	—	—
4	大淀町立大淀希望ヶ丘小学校	北野 5 4 - 1	0746-32-1290	—	—	—
5	大淀町立大淀東部幼稚園	中増 6 1 - 2	0746-32-0264	—	—	—
6	大淀町立大淀西部幼稚園	今木 7 7 9 - 4	0745-67-1766	区域内	区域内	—
7	大淀町立大淀中学校体育館	桧垣本 1 5 8 1	0747-52-4161	—	—	—
8	大淀町立大淀緑ヶ丘小学校体育館	土田 3 6 5	0747-52-5974	—	—	—
9	大淀町立大淀桜ヶ丘小学校体育館	下湊 9 5 9	0747-52-8756	—	—	—
10	大淀町立大淀希望ヶ丘小学校体育館	北野 5 4 - 1	0746-32-1290	—	—	—

老人憩の家

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	桜ヶ丘老人憩の家	桧垣本 2 0 7 7 - 1	0747-52-7098	—	—	—
2	旭ヶ丘老人憩の家	比曽 6 0	0746-32-0263	区域内	—	—
3	出口老人憩の家	比曽 3 - 2	0746-32-2489	—	区域内	—
4	口桧垣本老人憩の家	桧垣本 1 5 1 4	0747-52-9568	—	—	—
5	上桧垣本老人憩の家	桧垣本 1 7 4 0	0747-52-6913	—	—	—
6	奥越部老人憩の家	越部 5 4 8 - 2	0747-52-7510	—	—	—
7	西増老人憩の家	西増 5 0	—	—	—	—
8	中増老人憩の家	中増 1 3 0 1 - 1	0746-32-5527	—	区域内	—
9	中越部老人憩の家	越部 2 0 2	0747-52-7460	—	区域内	—
10	上比曽老人憩の家	比曽 4 6 1 - 2	0746-32-1375	区域内	—	—
11	岩壺老人憩の家	岩壺 6 1 6 - 1	—	区域内	区域内	—
12	矢走老人憩の家	矢走 5 5 0 - 1	—	—	—	—
13	グリーンポリス老人憩の家	佐名伝 1 0 6 4 - 6	0747-53-2191	—	区域内	—
14	口越部老人憩の家	越部 1 5 3 4 - 1 1	—	区域内	—	—
15	畑屋老人憩の家	畑屋 4 1 6	—	区域内	区域内	—

福祉施設

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	大淀町立第一保育所	桧垣本 2 4 8 4 - 1	0747-52-2693	—	—	—
2	大淀町立あおぞら保育所	越部 1 1 7 9	0747-52-4071	—	—	—
3	大淀町高齢者ふれあい活動センター	下湊 1 3 0 0 - 3	0747-54-5533	—	—	—
4	大淀町旭ヶ丘総合センター	比曽 3 2 7 - 1	0746-32-5189	—	—	—
5	大淀町桜ヶ丘総合センター	下湊 1 2 2 3	0747-52-5402	—	—	—
6	大淀町立児童センター	下湊 1 2 9 8 - 1	0747-52-8319	—	—	—

医療施設

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	大淀町立大淀病院	下湊 3 5 3 - 1	0747-52-8801	—	—	区域内 (5.0～)

奈良県施設

No.	名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域		浸水想定区域 (浸水深m)
				土石流	急傾斜地の 崩壊	
1	奈良県立大淀高等学校校舎	下湊 9 8 3	0747-52-4171	—	—	—
2	奈良県立大淀高等学校体育館	下湊 9 8 3	0747-52-4171	—	—	—
3	奈良県立大淀高等学校グラウンド	下湊 9 8 3	0747-52-4171	—	—	—
4	奈良県立大淀養護学校校舎	下湊 4 1 4 - 1	0747-52-7655	—	—	—
5	奈良県立大淀養護学校体育館	下湊 4 1 4 - 1	0747-52-7655	—	—	—
6	奈良県立大淀養護学校グラウンド	下湊 4 1 4 - 1	0747-52-7655	—	—	—

12. 建築物関係

12-1 応急仮設住宅建設予定地一覧表

平成○年○月○日現在

名称	所在地	面積（㎡）
計	か所	

13. 遺体関係

13-1 火葬場施設一覧表

平成26年12月1日現在

施設名	所在地	連絡先 (火葬場)	設置者	平時の 火葬可能数 (1日)	最大稼働時 の火葬可能数 (1日)	燃料
大淀町営斎場	大淀町下淵525-1	0747-52-6902	大淀町	3体	24体	灯油

14. 廃棄物関係

14-1 ごみ・処理施設一覧表

一般廃棄物処理施設一覧表

平成23年度奈良県地域防災計画資料（平成22年3月31日現在）

種別	設置主体	所在地	処理能力
ごみ焼却施設	南和広域衛生組合	大淀町芦原185	40t／日
粗大ごみ処理施設	南和広域衛生組合	大淀町芦原185	8t／日
廃棄物再生利用施設	南和広域衛生組合	大淀町芦原185	4t／日

し尿収集資機材の保有状況

町調べ（平成26年12月1日現在）

公共団体所有		委託業者・許可業者所有		災害時連絡先		
バキューム車	その他	バキューム車	その他	担当部署	電話番号	備考
		7	3	環境整備課	0747-52-5501	

ごみ収集資機材の保有状況

町調べ（平成26年12月1日現在）

公共団体名	公共団体所有		委託業者・許可業者所有		災害時連絡先		
	収集車	運搬車	収集車	運搬車	担当部署	電話番号	備考
南和広域衛生組合	10				環境整備課	0747-52-5501	

14-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する協定業者

平成26年12月1日現在

ごみ

業者名	所在地	連絡先	備考
南和広域衛生組合	大淀町芦原185	0747-52-3253	

し尿

業者名	所在地	連絡先	備考
太陽企業株式会社	大淀町比曽1606	0746-32-5833	
西村衛生	大淀町桧垣本2565-1	0747-52-9814	
川一衛生	大淀町比曽153-1	0746-32-8332	
山本衛生	大淀町比曽15-1	0746-32-2866	
下市町紫水苑	下市町新住1010	0747-52-5901	

15. 災害救助法関係

15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

平成27年1月1日現在

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額		期 間			備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季は別に定める額を加算した額 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内			1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）		災害発生の日から20日以内着工			1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内		災害発生の日から7日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内			1 輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
			冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半壊 半焼	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
			冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
		床上浸水							

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額以 内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実 費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力では応急修 理をすることができな い者 または大規模な補修を 行わなければ居住す ることが困難である程度 に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の 部分 1 世帯当り 520,000円以内	災害発生の日か ら1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又 は毀損し、就学上支障の ある小学校児童、中学校 生徒及び高等学校等生 徒。	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は正 規の授業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小 学 生 児 童 4,100円 中 学 生 生 徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日か ら(教科書)1ヵ月 以内、(文房具及び 通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300円以内 既存建物借上費 通常の実費 一時保存 既存建物以外 1 体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

16. 復旧・復興関係

16-1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月26日

条例第22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けたものに対して支給する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時大淀町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対し、なされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合はこれらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第8条の2 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第8条の3 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第8条の4 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付)

第9条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する時間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は5年)とする。

(利率)

第11条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第12条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年度において生じた災害から適用する。

附 則(昭和50年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年10月3日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年10月3日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和58年9月21日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年6月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年度において生じた災害から適用する。

附 則(平成6年3月23日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

1. 制度の対象となる自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住する事が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2.①に該当)	解体 (2.②に該当)	長期避難 (2.②に該当)	大規模半壊 (2.②に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

（申請窓口）市町村

（申請時の添付書面）①基礎支援金：り災証明、住民票等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間）①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）。

○基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

■激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額>全国標準税収入×0.5% B基準 査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額>当該都道府県標準税収入×25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 >都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事 業等に関する補助の 特別措置	次のいずれかに該当する災害 A基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B基準 査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% 又は (2) 都道府県内査定見込額>10億円
法第6条 農業水産業共同利用 施設災害復旧事業の 補助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見 込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林 漁業者等に対する資 金の融通に関する暫 定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因によ る激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、 被害の実情に応じて個別に考慮 A基準 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B基準 農業所得推定額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者>当該都道府県内の農業者×3%
法第10条 土地改良区等の行う 湛水排除事業に対す る補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害 によるもの。 浸水面積(1週間以上)30ha以上の区域 排除される湛水量30万m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額

適用すべき措置	指 定 基 準
	＞当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第 12 条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備 導入資金助成法によ る災害関係特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は ＞1,400 億円
法第 16 条 公立社会教育施設災 害 復旧事業に対する補 助 法第 17 条 私立学校施設災害復 旧事業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染症 予防事業に関する負 担の特例	激甚法第 2 章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められ る場合は除外。
法第 22 条 罹災者公営住宅建設 事業に対する補助の 特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数$\geq$4,000 戸 B 基準 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数$\geq$2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住戸数$\geq$200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住戸数$\geq$10% 2 被災地全域滅失住宅戸数$\geq$1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq$400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq$20%
法第 24 条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が 適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

■局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第 2 章 (第 3 条～4 条) 公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別財政援助	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% (ただし、当該査定事業費 10,000 瀬年未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満で ある場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込ま れる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除 く) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の 額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおお むね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げ る災害に明らかに該当すると見込まれる災害 (ただし、当該災害に係 る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に 対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のお おむね 0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、 その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積 (人口林に係るも の) のおおむね 25%を超える場合。
法第 12 条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備 導入資金助成法によ る災害関係特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への参入等	法第 2 章又は 5 条の措置が適用される場合適用

17. 文化関係

17-1 指定文化財一覧表

① 国及び県指定文化財

平成26年12月1日現在

	区分	名称	所有者または管理者	時代	指定年月日
国指定文化財	重要文化財 彫刻				
	重要文化財 絵画				
	重要文化財 考古				
	史跡	比曽寺跡	世尊寺	飛鳥	昭和2年4月8日
	記録作成等の措置を講ずべき重要無形文化財				
県指定文化財	建造物	世尊寺太子堂	世尊寺	近世	平成元年3月10日
	彫刻	木造十一面観音立像	世尊寺	奈良	平成18年3月31日
	絵画				
	史跡	石神古墳	株式会社奈良ロイヤルゴルフクラブ	古墳	平成24年3月30日
	天然記念物				

② 町指定文化財

平成26年12月1日現在

区分	名称	所有者または管理者	所在地（保管場所）	時代	指定年月日
有形民俗文化財 信仰遺跡	石塚遺跡	大和下瀬行者講	大淀町下瀬・桧垣本	中世・近世	平成2年7月1日
有形文化財 彫刻	蔵王権現堂山門 木造金剛力士像 (仁王阿形像・吽形像)	個人（泉徳寺）	大淀町今木	近世	平成2年7月1日
有形民俗文化財	蔵王権現堂 内外石仏群17点	個人（泉徳寺）	大淀町今木	室町	平成5年5月1日
天然記念物	ケヤキ	土田区	大淀町土田		平成15年2月10日
有形文化財 彫刻	木造大日如来坐像	大岩区	大淀町大岩	平安	平成15年2月10日
史跡	柳の渡し	北六田区	大淀町北六田		平成17年6月21日
史跡	槇ヶ峯古墳	大淀町	大淀町新野	古墳	平成19年1月17日
有形文化財 絵画	現光寺縁起絵巻	世尊寺	大淀町比曽	近世	平成20年7月23日
史跡	保久良古墳	大淀町	大淀町今木	古墳	平成24年7月26日
無形民俗文化財	畝火山口神社の水取り神事	土田区畝火山口神社	大淀町土田		平成26年3月28日

18. 様 式

18－1 応急被災状況報告書

NO.

様式 1

受信時刻		／ 時 分	受信者	
通 報 者	氏 名	大淀町 電話		
	住 所			
	場 所			
	付近の目印			
受信内容 ・土のう ・浸水 ・道路通行障害 ・断水 ・停電 ・汲み取り ・その他 詳細				

対応、処理

指示者

／ 対応、処理者

総括者確認

処理済

未処理

対応処理完了時刻 月 日 時 分

18－2 被害状況等報告様式

①第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明 人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計 人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

②第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市 町 村 名				区 分				被 害	
災 害 名		第 報		田	流 失 ・ 埋 没		ha		
					冠 水		ha		
				畑	流 失 ・ 埋 没		ha		
冠 水		ha							
報 告 番 号		(月 日 時現在)		文 教 施 設		箇所			
所 属 名				病 院		箇所			
報 告 者 名				道 路		箇所			
連 絡 先 窓				橋 り ょ う		箇所			
区 分				被 害					
人 的 被 害	死 者		人						
	行 方 不 明 者		人						
	負 傷 者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部 破 損		棟						
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
	床 下 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
	非 住 家	公 共 の 建 物		棟					
そ の 他		棟							
				そ の 他	文 教 施 設		箇所		
					病 院		箇所		
					道 路		箇所		
					橋 り ょ う		箇所		
					河 川		箇所		
					港 湾		箇所		
					砂 防		箇所		
					清 掃 施 設		箇所		
					崖 く ず れ		箇所		
					鉄 道 不 通		箇所		
					被 害 船 舶		隻		
					水 道		戸		
					電 話		回線		
					電 気		戸		
					ガ ス		戸		
					ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
				り 災 世 帯 数		世帯			
				り 災 者 数		人			
				火 災 発 生	建 物		件		
					危 険 物		件		
					そ の 他		件		

区 分		被 害	市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教 施設	千円			設 置	月 日 時		
農林水産 施設	千円			解 散	月 日 時		
公共土木 施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合のみを記入すること				
その他の 公共施設	千円		【住民避難の状況】 地区名 世帯数 人数 種別 （避難指示・避難勧告・自主避難） 原因 発令時刻 解除時刻 避難場所				
小 計	千円						
農 業 被 害	千円						
林 業 被 害	千円						
畜 産 被 害	千円						
水 産 被 害	千円						
商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人			
災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119 番通報件数 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数） ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項							

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 119 番通報の件数は、10 件単位で、たとえば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

区分			災害名 発生年月日						計	
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部損壊		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
	非住家	公共建物		棟						
		その他		棟						
	その他	田	流失・埋没	ha						
			冠水	ha						
		畑	流失・埋没	ha						
			冠水	ha						
		学校		箇所						
		病院		箇所						
		道路		箇所						
橋りょう		箇所								
河川		箇所								
港湾		箇所								
砂防		箇所								
清掃施設		箇所								
崖くずれ		箇所								
鉄道不通		箇所								
被害船舶		隻								
水道		戸								

区分		災害名 発生年月日						計
電 話		回線						
電 気		戸						
ガ ス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
市町村災害 対策本部	設 置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消 防 職 員 出 動 延 人 数								
消 防 団 員 出 動 延 人 数								

1. 被害状況報告書の記入要領

- (1) 上覧の月日、現在、災害の種別、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種別については、災害対策基本法第2条第1号で定義されている災害を参照し記入する。

○災害対策基本法【抜粋】

第2条（略）

- 1 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

- (2) 報告書区分番号1～92の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。
- (3) 防災対策課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表1～7 附表9～10を提出する。
- (4) 附表8については、各課等で記載した附表9を防災対策課でとりまとめる。
- (5) 附表に記入したものについて明細表1～7に該当するものについては、それぞれ明細表を添付して提出すること。
- (6) 確定報告にあつては、関係各課等で県主務課へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

2. 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流出)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊(半壊)	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11～13	住家の全壊及び半壊にいたらない程度の破損で補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	17～19	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
り災者	り災世帯	20	災害により被害を受け、通常の生活を維持することが出来なくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他建物	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊、半壊したもののみ)をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小学校、中学校、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。 全壊、半壊等の程度は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流出埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41. 林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、87. 林産施設以外のもの。

被害の種類		報告番号	基 準
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生 関係 施設	病院	51	公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交 通 ・ 通 信	崖くずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能になった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
そ の 他 の 公 共 施 設	病院	76	51 に該当するものうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社）市町村	79～82	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
そ の 他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

18－3 公用令書

①公用令書（従事・協力）

従事第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

従事

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。

協力

処分権者 氏名

従 事 す べ き 業 務	
従 事 す べ き 場 所	
従 事 す べ き 期 間	
出 頭 す べ き 日 時	
出 頭 す べ き 場 所	
備 考	

②公用令書（物資の保管）

保管第	号	公 用 令 書		
		住 所 氏 名		
第71条				
災害対策基本法		の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
第78条第1項				
年 月 日				
		処分権者 氏名		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

③公用令書（管理・使用・収容）

管理第	号	公 用 令 書					
		住 所 氏 名					
第71条							
災害対策基本法		の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。					
第78条第1項							
年 月 日							
		処分権者 氏名					
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

④公用令書（公用変更令書）

変更第 号
公 用 変 更 令 書
住 所 氏 名
第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号） 第78条第1項 にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名
変 更 し た 処 分 の 内 容

⑤公用令書（公用取消令書）

取消第 号
公 用 取 消 令 書
住 所 氏 名
第71条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号） 第78条第1項 にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名

18－4 災害派遣要請要求等に関する様式

①派遣要請

文 書 番 号	
年 月 日	
奈良県知事	
大 淀 町 長 名 (印)	
自衛隊災害派遣について(要請)	
災害対策基本法第68条の二の規定により下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1. 災害の状況および派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望とする期間	
3. 派遣を希望する区域および活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

②撤収要請

文 書 番 号	
年 月 日	
奈良県知事	
大 淀 町 長 名 (印)	
自衛隊災害派遣部隊の撤収について(要請)	
災害対策基本法第68条の二の規定により災害派遣要請をしましたが、応急作業が一応終わりましたので下記のとおり撤収を要請します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容	
3. その他参考となるべき事項	

①緊急通行車両確認申請書

(注) この確認申請書には、当該車両の自動車検査証の写し（契約車等のあつては、契約書の写し等）を添付してください。

②緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

③標章



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

18－6 避難所開設・運営に関する様式

①避難者カード

避難者カード

NO. /

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにしてください。

※ 避難所名					※ 担当職員名		
住 所：					電 話		
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	※ 担 当 職 員 記 入 欄		
					退所日	備 考	
計	男 ・ 女 ・ 計 名 名 名						

(注) 1 家族ごとに 1 葉の避難者カードを配布し、記入を求めること。

②避難者名簿（避難所入所記録簿 町民用）

避難所入所記録簿

（住民用）

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

番号	入 所 年月日	氏 名 生年月日	現 住 所	男 女 別	世帯主 と 続 柄	摘 要	退 所 年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

③避難者名簿（避難所収容記録簿 町民以外用）

避難所入所記録簿

（住民以外用）

避難所名				担当職員名			
------	--	--	--	-------	--	--	--

番号	入 所 年月日	氏 名 生年月日	本 籍 地 現 住 所	男 女 別	職 業 及 勤務先	摘 要	退 所 年月日
1						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
2						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
3						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
4						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
5						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
6						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
7						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
8						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
9						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	
10						1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	

③避難所状況報告書

避難所状況報告書

避難所名				報告日時	月 日 時 現在			
班長氏名				協力者氏名				
副班長氏名								
班員氏名								
収容人員	内訳		乳幼児	小学生	中学生	要介護者	その他	計
		男						
		女						
既にとった措置								
今後とろうとする措置								
その他								

災害証明申請書

大淀町長 ※太枠内を記入してください。						平成 年 月 日		担当者
申請者	住所							
	現在の連絡先						TEL	
	ふりがな 氏名		り災者との関係 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ その他 ()					
り災者	住所							
	現在の連絡先							
	ふりがな 氏名							
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄		
		世帯主						
り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してください。)	大淀町							
	☐ 住家 ☐ 非住家	☐ 持家 ☐ 貸家		☐ 借家(所有者住所・氏名) ()				
り災程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊					調査済証 整理番号		
り災原因	平成 年 月 日に発生した〇〇地震による。							

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状	
平成 年 月 日	
大淀町長様	
上記申請者	にり災証明書の請求・受領について委任します。
委任者	住所
	氏名 印

町確認欄

本人 確認 欄	☐ 住基	☐ 住基カード	☐ 職員による確認
	☐ 運転免許証	☐ 外国人登録証	☐ その他 ()
	☐ 保険証	☐ 納税通知書	

り災証明書

大淀町り証第 号

り災者	被災時の住所			
	電話：			
	現在の連絡先			
	電話：			
	(ふりがな)			
	氏 名			
り災世帯 の構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主		
り災場所等	建物所在地 大淀町			
	建物の種類			
	「持家」「借家」「貸家」の別 ※借家の場合、所有者住所・氏名 ()			
り災原因	平成 年 月 日に発生した〇〇〇〇地震による。			
り災程度				

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

大淀町長

⑩

18－8 火災・災害等即報に関する様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

※爆発を除く

火 災 種 別	1. 建物	2. 林野	3. 車両	4. 船舶	5. 航空機	6. その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 者 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人 重 症 人 負傷者 中等症 人 軽 症 人		死者の生じた理由			
建 物 の 概 要	構 造 階 層		建 築 面 積 延 べ 面 積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 半 焼 部分焼 ぼ や	棟 棟 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消防活動状況	消防本部（署） 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定するり災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

フリガナ			
氏 名	印		
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. リ災証明書の交付の状況 11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____		
申請者連絡先			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

住基カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：		

〇〇〇第〇〇〇号

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先 及び 提供可能情報	①公共料金等減免 ☐電力会社（〇〇電力） ☐ガス会社（〇〇ガス） ☐水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） ☐下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） ☐NHK ☐N T T ☐携帯電話会社（会社名・支店名 _____） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ☐その他（ _____ ） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ※上記料金減免に必要な情報の提供 ※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です （次ページに続きます）		

	②被災者支援団体等への提供 ☐ 民生委員 ☐ 社会福祉協議会 ☐ 町内会等地域自治組織 ☐ 消防団 ☐ その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等） 団体等名称：_____ 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒_____ 電話番号：_____ メールアドレス：_____ 担当者：_____ ☐ 提供を同意する情報（_____） ※別添から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い ③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供 ☐ 社会福祉協議会（再掲） ☐ 国（官署名：_____） ☐ 被災者生活再建支援法人 ☐ 独立行政法人住宅金融支援機構 ☐ その他 団体等名称：_____ 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒_____ 電話番号：_____ メールアドレス：_____ 担当者：_____ ☐ 提供を同意する情報（_____） ※別添から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い ④その他 提供同意する団体名：_____ 提供を同意する理由：_____ 団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒_____ 電話番号：_____ メールアドレス：_____ 担当者：_____ ☐ 提供を同意する情報（_____） ※別紙から番号を記入ください ☐ 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い
--	---

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. リ災証明書の交付の状況
11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____
- ⑤ _____

（備考）

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 4 号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第 90 条の 3 の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記 1 から 11 に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第 90 条の 4 の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。